

表Ⅱ-1-3(1) 地区海岸一覧（宮島・大竹ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
宮島・大竹	大竹港	1	1ー 1	大竹港海岸（小島）	港湾局
			1ー 2	大竹港海岸（三菱）	港湾局
			1ー 3	大竹港海岸（晴海）	港湾局
			1ー 4	大竹港海岸（明治新開）	港湾局
			1ー 5	玖波漁港海岸（玖波）	水産庁
	阿多田	2	1ー 6	阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁
		3	1ー 7	大竹海岸（阿多田）	農振局
	大野	4	1ー 8	大竹海岸（玖波）	水国局
			1ー 9	大野海岸（鳴川）	水国局
			1ー 10	大野海岸（宮浜）	水国局
		5	1ー 11	丸石漁港海岸（丸石）	水産庁
			1ー 12	大野海岸（丸石）	水国局
			1ー 13	塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁
			1ー 14	大野海岸（小田島）	水国局
			1ー 15	梅原漁港海岸（梅原）	水産庁
			1ー 16	大野海岸（大国蛭ヶ崎）	水国局
		6	1ー 17	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁
			1ー 18	大野海岸（上ノ浜）	水国局
			1ー 20	大野海岸（早時）	水国局
			1ー 21	大野海岸（深江）	水国局
			1ー 22	大野海岸（赤崎）	水国局
			1ー 32	大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局
			1ー 33	厳島港海岸（赤崎）	港湾局
			1ー 23	大野海岸（柿ノ浦）	水国局
	廿日市Ⅰ	7	1ー 24	廿日市海岸（阿品）	水国局
		8	1ー 25	地御前漁港海岸（地御前）	水産庁
			1ー 26	廿日市海岸（扇新開）	水国局
	厳島港	9	1ー 27	厳島港海岸（網ノ浦）	港湾局
			1ー 28	厳島港海岸（有ノ浦）	港湾局
			1ー 29	厳島港海岸（長浜）	港湾局
			1ー 30	厳島港海岸（杉ノ浦）	港湾局
			1ー 31	厳島港海岸（包ヶ浦）	港湾局

表Ⅱ-1-3(2) 地区海岸一覧（広島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
広島	廿日市Ⅱ	10	2－ 1	広島港海岸（嘉永）	港湾局
			2－ 2	広島港海岸（廿日市南）	港湾局
			2－ 3	広島港海岸（住吉桜尾）	港湾局
	五日市	11	2－ 4	広島港海岸（美濃里）	港湾局
			2－ 5	五日市漁港海岸（五日市）	水産庁
		12	2－ 6	広島港海岸（五日市）	港湾局
		13			
	草津	14	2－ 7	草津漁港海岸（草津）	水産庁
	観音・江波	15	2－ 8	広島港海岸（観音）	港湾局
		16			
		17	2－ 9	広島港海岸（江波）	港湾局
	吉島	18	2－ 10	広島港海岸（吉島）	港湾局
	出島	19	2－ 11	広島港海岸（出島）	港湾局
		20			
	元宇品	21	2－ 12	広島港海岸（元宇品）	港湾局
		22			
		23			
	宇品・丹那	24	2－ 13	広島港海岸（宇品）	港湾局
		25	2－ 14	広島港海岸（丹那）	港湾局
	向洋・海田	26	2－ 15	広島港海岸（向洋）	港湾局
			2－ 16	広島港海岸（船越）	港湾局
			2－ 17	広島港海岸（矢野）	港湾局
	坂	27	2－ 18	広島港海岸（坂）	港湾局
		28			
		29			
	似島・金輪島	30	2－ 19	坂海岸（小屋浦）	水国局
		31	2－ 20	広島港海岸（金輪島）	港湾局
			2－ 21	広島港海岸（似島西）	港湾局
			2－ 22	広島海岸（二階）	水国局
			2－ 23	広島海岸（深浦）	水国局
			2－ 24	広島港海岸（似島東）	港湾局

表Ⅱ-1-3(3) 地区海岸一覧(江田島・能美島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
江田島・能美島	江田島Ⅰ	32	3- 1	江田島海岸(江田島秋月)	水国局
			3- 2	小用港海岸(秋月)	港湾局
		33	3- 3	小用港海岸(小用)	港湾局
	江田島Ⅱ	34	3- 4	小用港海岸(切串)	港湾局
		35	3- 5	江田島海岸(切串・幸浦)	農振局
		36	3- 6	大須港海岸(大須)	港湾局
	江田島Ⅲ	37	3- 7	江田島海岸(マゴ石・長浜)	農振局
	江田島Ⅳ	38	3- 8	江田島海岸(津久茂)	農振局
			3- 9	津久茂港海岸(津久茂)	港湾局
			3- 10	江田島海岸(江田島津久茂宮之原)	水国局
			3- 11	世上漁港海岸(宮ノ原)	水産庁
			3- 12	江田島海岸(江田島矢の浦)	水国局
			3- 13	鷺部矢ノ浦港海岸(鷺部矢ノ浦)	港湾局
	能美・江田島	39	3- 14	江田島海岸(内海)	農振局
			3- 15	内海港海岸(飛渡瀬)	港湾局
			3- 16	江田島海岸(江田島能美中町)	水国局
		40	3- 17	中田港海岸(中町)	港湾局
	能美	41	3- 18	中田港海岸(高田)	港湾局
			3- 19	江田島海岸(江田島能美遠崎)	水国局
	沖美Ⅰ	42	3- 20	沖美海岸(三吉)	水国局
			3- 21	三高港海岸(小島)	港湾局
			3- 22	三高港海岸(中ノ浜)	港湾局
			3- 23	三高港海岸(高祖)	港湾局
			3- 24	沖美海岸(高祖)	農振局
		43	3- 25	美能漁港海岸(美能)	水産庁
	沖美Ⅱ	44	3- 26	沖美海岸(砦)	農振局
			3- 27	鹿田港海岸(鹿田)	港湾局
			3- 28	沖美海岸(入鹿)	農振局
		45	3- 29	畑漁港海岸(是長)	水産庁
			3- 30	畑漁港海岸(畑)	水産庁
		46	3- 31	沖美海岸(是長)	農振局
			3- 32	沖美海岸(大屋)	農振局
			3- 33	江田島海岸(江田島沖美岡大王)	水国局
	沖美Ⅲ	47	3- 34	沖美海岸(大黒)	農振局
	能美・大柿	48	3- 35	鹿川港海岸(大矢)	港湾局
			3- 36	鹿川港海岸(文久)	港湾局
			3- 37	鹿川港海岸(鎌木)	港湾局
			3- 38	鹿川港海岸(大柿)	港湾局
			3- 39	深江漁港海岸(深江)	水産庁
			3- 40	大柿海岸(深江)	農振局
	大柿Ⅰ	49	3- 41	大柿海岸(沖野島)	農振局
		50	3- 42	大柿海岸(西部)	農振局
			3- 43	大柿海岸(南部)	農振局
	大柿Ⅱ	51	3- 44	大柿海岸(東部)	農振局
			3- 45	江田島海岸(江田島大柿大君)	水国局
	大柿Ⅲ	52	3- 46	大柿港海岸(大君)	港湾局
			3- 47	柿浦漁港海岸(柿浦)	水産庁

表Ⅱ-1-3(4) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀	53	4－ 1	呉海岸（天応）	水国局
		54	4－ 2	大屋漁港海岸（大屋）	水産庁
		55	4－ 3	呉海岸（吉浦狩留賀）	水国局
	呉港	56	4－ 4	呉港海岸（吉浦）	港湾局
			4－ 5	呉港海岸（川原石）	港湾局
			4－ 6	呉港海岸（宝町）	港湾局
			4－ 7	呉港海岸（警固屋）	港湾局
		57	4－ 8	呉海岸（警固屋）	水国局
		58	4－ 9	呉港海岸（阿賀（大入））	港湾局
			4－ 118	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））	港湾局
			4－ 10	呉港海岸（阿賀（延崎））	港湾局
			4－ 11	呉港海岸（広）	港湾局
			4－ 12	呉港海岸（長浜）	港湾局
			4－ 13	呉港海岸（小坪）	港湾局
		59	4－ 14	呉海岸（仁方）	水国局
			4－ 15	呉港海岸（仁方）	港湾局
		60	4－ 16	情島漁港海岸（情島）	水産庁
	倉橋島北部	61	4－ 17	音戸漁港海岸（鯛浜）	水産庁
			4－ 18	音戸海岸（音戸）	水国局
			4－ 19	音戸漁港海岸（坪井）	水産庁
			4－ 20	音戸海岸（渡子）	水国局
			4－ 21	田原漁港海岸（田原）	水産庁
			4－ 22	音戸海岸（早瀬）	水国局
			4－ 23	釣士田港海岸（早瀬）	港湾局
			4－ 24	釣士田港海岸（藤ノ脇）	港湾局
		62	4－ 25	釣士田港海岸（釣士田）	港湾局
			4－ 26	釣士田港海岸（東字和木）	港湾局
			4－ 27	釣士田港海岸（西字和木）	港湾局
			4－ 28	釣士田港海岸（光ヶ瀬）	港湾局
			4－ 29	釣士田港海岸（鳴滝）	港湾局
			4－ 30	釣士田港海岸（重極）	港湾局
			4－ 31	釣士田港海岸（重生）	港湾局
		63	4－ 32	波多見港海岸（波多見）	港湾局
		64	4－ 33	音戸海岸（波多見）	水国局
			4－ 34	奥の内港海岸（奥の内）	港湾局
		65	4－ 35	長谷漁港海岸（長谷）	水産庁
		66	4－ 36	倉橋海岸（寒那）	農振局
			4－ 37	倉橋海岸（脇田）	農振局
			4－ 38	袋の内港海岸（袋の内）	港湾局
			4－ 39	倉橋海岸（本倉井）	農振局

表Ⅱ-1-3(5) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	倉橋島南部	67	4－ 40	倉橋漁港海岸（大向）	水産庁
			4－ 41	倉橋漁港海岸（西宇土）	水産庁
			4－ 42	倉橋漁港海岸（須川）	水産庁
			4－ 43	倉橋漁港海岸（瀬郷）	水産庁
		68	4－ 44	倉橋漁港海岸（本浦）	水産庁
			4－ 45	倉橋漁港海岸（石持）	水産庁
		69	4－ 46	倉橋漁港海岸（尾立）	水産庁
			4－ 47	倉橋漁港海岸（室尾）	水産庁
			4－ 48	倉橋漁港海岸（海越）	水産庁
			4－ 49	倉橋漁港海岸（鹿老渡北）	水産庁
			4－ 50	倉橋漁港海岸（鹿老渡南）	水産庁
			4－ 51	倉橋漁港海岸（矢尻）	水産庁
			4－ 52	倉橋漁港海岸（瀬戸）	水産庁
			4－ 53	倉橋漁港海岸（家之元）	水産庁
			4－ 54	倉橋漁港海岸（祖之元）	水産庁
			4－ 55	倉橋漁港海岸（宮ノ口）	水産庁
		70	4－ 56	倉橋海岸（鹿島）	農振局
			4－ 57	倉橋海岸（唐船）	農振局
		71	4－ 58	大迫港海岸（大迫）	港湾局
		72	4－ 59	倉橋海岸（大迫）	農振局
			4－ 60	倉橋海岸（亀ヶ首）	農振局
	下蒲刈	73	4－ 61	下蒲刈海岸（下蒲刈）	水国局
			4－ 62	吉悪港海岸（吉悪）	港湾局
		74	4－ 63	蒲刈港海岸（見戸代）	港湾局
			4－ 65	蒲刈港海岸（丸谷）	港湾局
			4－ 66	蒲刈港海岸（三之瀬）	港湾局
		75	4－ 67	下蒲刈海岸（小地藏）	農振局
			4－ 68	大地蔵漁港海岸（大地蔵）	水産庁
	川尻・蒲刈	76	4－ 69	蒲刈港海岸（向（南））	港湾局
			4－ 70	蒲刈港海岸（向（北））	港湾局
			4－ 71	蒲刈港海岸（田戸）	港湾局
			4－ 72	蒲刈港海岸（宮盛）	港湾局
			4－ 73	蒲刈港海岸（大浦）	港湾局
			4－ 74	蒲刈港海岸（大浦）	農振局
		77	4－ 75	川尻港海岸（岩戸）	港湾局
			4－ 76	川尻港海岸（沖田）	港湾局
			4－ 77	川尻港海岸（森）	港湾局
			4－ 78	川尻港海岸（久俊）	港湾局
			4－ 79	川尻海岸（大才）	水国局

表Ⅱ-1-3(6) 地区海岸一覧（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
呉・倉橋島・上蒲刈島	安浦	78	4－ 80	小用港海岸（小用）	港湾局
			4－ 81	安浦海岸（日の浦）	水国局
			4－ 82	安登海岸（久多田）	農振局
			4－ 83	安浦海岸（小島）	農振局
			4－ 84	安浦漁港海岸（日の浦）	水産庁
			4－ 85	安浦漁港海岸（水尻）	水産庁
		79	4－ 86	安浦漁港海岸（実成）	水産庁
			4－ 87	安浦漁港海岸（三津口）	水産庁
	豊	80	4－ 88	蒲刈海岸（長瀬黒禿）	農振局
			4－ 89	蒲刈海岸（大浦）	農振局
			4－ 90	原漁港海岸（原）	水産庁
		81	4－ 91	豊浜海岸（豊島）	水国局
			4－ 92	豊島漁港海岸（代間）	水産庁
		82	4－ 93	豊島漁港海岸（山崎）	水産庁
			4－ 94	豊島漁港海岸（内浦）	水産庁
		83	4－ 95	豊島漁港海岸（立花）	水産庁
			4－ 96	豊島漁港海岸（大浜）	水産庁
			4－ 97	豊島漁港海岸（松山）	水産庁
		84	4－ 98	豊島漁港海岸（尾久比）	水産庁
			4－ 99	豊島漁港海岸（斎）	水産庁
			4－ 100	豊浜海岸（斎）	農振局
		85	4－ 101	三角海岸（西浜）	農振局
			4－ 102	御手洗港海岸（三角）	港湾局
			4－ 103	豊海岸（三角浦）	農振局
		86	4－ 104	御手洗港海岸（普登）	港湾局
			4－ 105	御手洗港海岸（久比）	港湾局
			4－ 106	御手洗港海岸（小柳）	港湾局
		87	4－ 107	御手洗港海岸（野坂）	港湾局
		88	4－ 108	御手洗港海岸（平羅）	港湾局
			4－ 109	御手洗港海岸（大島）	港湾局
			4－ 110	御手洗港海岸（小島）	港湾局
		89	4－ 111	御手洗港海岸（内浜）	港湾局
		90	4－ 112	御手洗港海岸（北堀）	港湾局
			4－ 113	御手洗港海岸（南堀）	港湾局
			4－ 114	御手洗港海岸（蛭子）	港湾局
		91	4－ 115	豊海岸（宇留明）	水国局
			4－ 116	豊海岸（豊町）	水国局
			4－ 117	豊島漁港海岸（沖友）	水産庁

表Ⅱ-1-3(7) 地区海岸一覧（竹原・大崎上島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
竹原・大崎上島	大芝島	92	5- 1	安芸津海岸（大芝）	水国局
			5- 2	大芝南漁港海岸（大芝南）	水産庁
			5- 3	大芝北漁港海岸（大芝北）	水産庁
	安芸津	93	5- 4	小松原海岸（小松原）	水国局
			5- 5	大芝北漁港海岸（小松原）	水産庁
		94	5- 6	安芸津海岸（風早）	水国局
			5- 7	安芸津港海岸（風早）	港湾局
			5- 8	安芸津港海岸（雲下）	港湾局
			5- 9	安芸津港海岸（木谷）	港湾局
		95	5- 10	安芸津海岸（木谷）	水国局
			5- 11	安芸津海岸（木谷）	農振局
	小泊～築地	96	5- 12	竹原海岸（小泊）	水国局
			5- 13	竹原海岸（曾井）	農振局
			5- 14	竹原港海岸（沖辺）	港湾局
			5- 15	吉名漁港海岸（吉名）	水産庁
			5- 16	竹原港海岸（築地）	港湾局
			5- 17	竹原海岸（築地）	農振局
	明神～忠海	97	5- 18	竹原港海岸（明神）	港湾局
			5- 19	竹原港海岸（的場）	港湾局
			5- 20	竹原港海岸（高崎）	港湾局
		98	5- 21	竹原港海岸（福田）	港湾局
			5- 22	長浜漁港海岸（長浜）	水産庁
			5- 23	竹原海岸（長浜）	水国局
			5- 24	忠海港海岸（忠海）	港湾局
	阿波島・大久野島	99	5- 25	竹原海岸（大久野島）	水国局
	大崎上島東部	100	5- 26	東野海岸（外表）	水国局
		101	5- 27	木江港海岸（岩白）	港湾局
			5- 28	木江港海岸（大楡）	港湾局
			5- 29	木江港海岸（木江）	港湾局
			5- 30	木江港海岸（野賀）	港湾局
	大崎上島南部	102	5- 31	沖浦海岸（野賀）	水国局
		103	5- 32	沖浦漁港海岸（沖浦）	水産庁
	大崎上島西部	104	5- 33	大崎海岸（来島）	農振局
		105	5- 34	大崎海岸（大串）	水国局
			5- 35	大崎海岸（外浜）	農振局
		106	5- 36	大崎海岸（七々見）	農振局
			5- 37	大崎海岸（七々見東）	農振局
			5- 38	大西港海岸（城ヶ浜）	港湾局
		107	5- 39	大西港海岸（瀬井）	港湾局
			5- 40	大西港海岸（長松）	港湾局

表Ⅱ-1-3(8) 地区海岸一覧（竹原・大崎上島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
竹原・大崎上島	大崎上島西部	108	5－ 41	大西港海岸（長江谷）	港湾局
			5－ 42	大西港海岸（大西）	港湾局
			5－ 43	大西港海岸（刀崎）	港湾局
			5－ 44	大西港海岸（黒崎）	港湾局
			5－ 45	大西港海岸（塔之越）	港湾局
			5－ 46	大西港海岸（原下）	港湾局
			5－ 47	大西港海岸（東原下）	港湾局
		109	5－ 48	大西港海岸（長島東）	港湾局
			5－ 49	大西港海岸（長島浜）	港湾局
			5－ 50	大西港海岸（飛渡）	港湾局
			5－ 51	大西港海岸（王互）	港湾局
			5－ 52	大崎海岸（長島北）	農振局
	大崎上島北部	110	5－ 53	東野海岸（脇の浦）	農振局
			5－ 54	東野海岸（大田）	水国局
			5－ 55	鮎崎港海岸（太田）	港湾局
			5－ 56	鮎崎港海岸（矢弓）	港湾局
		111	5－ 57	鮎崎港海岸（白水）	港湾局
			5－ 58	鮎崎港海岸（盛谷）	港湾局
			5－ 59	鮎崎港海岸（大琴）	港湾局
		112	5－ 60	鮎崎港海岸（鮎崎）	港湾局
		113	5－ 61	鮎崎港海岸（馬取）	港湾局
			5－ 62	鮎崎港海岸（貝香）	港湾局
			5－ 63	鮎崎港海岸（福浦）	港湾局
			5－ 64	鮎崎港海岸（生野）	港湾局
			5－ 65	鮎崎港海岸（船島）	港湾局
			5－ 66	鮎崎港海岸（佐組島）	港湾局

表Ⅱ-1-3(9) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
尾道・因島	幸崎・須波	114	6－ 1	三原海岸（久津）	水国局
			6－ 2	三原海岸（大荷）	水国局
		115	6－ 3	能地漁港海岸（能地）	水産庁
		116	6－ 4	三原海岸（須波）	水国局
			6－ 5	須波港海岸（須波）	港湾局
			6－ 6	須波漁港海岸（須波）	水産庁
	糸崎港	117	6－ 7	尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局
			6－ 8	尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局
			6－ 9	尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局
	尾道水道	118	6－ 10	尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局
			6－ 11	吉和漁港海岸（吉和）	水産庁
		119	6－ 12	尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局
		120	6－ 13	尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局
		121	6－ 14	尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局
	福山松永	122	6－ 15	尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局
		123	6－ 16	尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局
			6－ 17	尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局
			6－ 18	尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局
			6－ 19	尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局
	百島～岩子島	124	6－ 20	尾道糸崎港海岸（金江藤江）	港湾局
		126	6－ 21	尾道糸崎港海岸（浦崎）	港湾局
			6－ 22	串浜漁港海岸（串浜）	水産庁
		127	6－ 23	尾道海岸（ほうまあ）	農振局
			6－ 24	尾道海岸（高松）	水国局
			6－ 25	尾道海岸（浦崎高松）	農振局
			6－ 26	尾道海岸（浦崎満越）	農振局
			6－ 27	海老漁港海岸（海老）	水産庁
			6－ 28	尾道海岸（浦崎新田）	農振局
			6－ 29	尾道海岸（浦崎）	水国局
		128	6－ 30	尾道海岸（吉ノ浜）	農振局
			6－ 31	泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局
			6－ 32	泊漁港海岸（泊）	水産庁
			6－ 33	尾道海岸（泊）	水国局
			6－ 34	尾道海岸（水の浜）	農振局
			6－ 35	尾道海岸（海老呑）	農振局
		129	6－ 36	福田港海岸（波戸）	港湾局
			6－ 37	福田港海岸（福田）	港湾局
		130	6－ 38	向東海岸（加島北）	農振局
		131	6－ 39	向東海岸（古江浜）	農振局
			6－ 40	向東海岸（小水）	農振局
			6－ 41	大町漁港海岸（大町）	水産庁
			6－ 42	尾道海岸（大町）	水国局

表Ⅱ-1-3(10) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管	
尾道・因島	百島～岩子島	132	6－ 43	向島海岸（稲積）	農振局	
			6－ 44	干汐漁港海岸（稲積）	農振局	
			6－ 45	干汐漁港海岸（干汐）	水産庁	
			6－ 46	向島海岸（立花）	水国局	
			6－ 47	立花漁港海岸（立花）	水産庁	
			6－ 48	向島海岸（向島）	水国局	
		133	6－ 49	尾道糸崎港海岸（向島西）	港湾局	
		134	6－ 50	尾道糸崎港海岸（岩子）	港湾局	
			6－ 51	尾道糸崎港海岸（船越）	農振局	
			6－ 52	向島海岸（池ノ浦）	農振局	
			6－ 53	向島海岸（団子石）	農振局	
			6－ 54	向島海岸（浜ノ浦）	農振局	
		因島東部	135	6－ 55	因島海岸（深浦大浜）	水国局
				6－ 56	因島海岸（深浦）	農振局
				6－ 57	因島海岸（三池）	農振局
	6－ 58			因島海岸（相川）	農振局	
	136		6－ 59	中浜港海岸（大浜）	港湾局	
			6－ 60	中浜港海岸（中庄）	港湾局	
			6－ 61	中浜港海岸（外浦）	農振局	
			6－ 62	鏡浦漁港海岸（鏡浦）	水産庁	
			6－ 63	棕浦港海岸（棕浦）	港湾局	
	137		6－ 64	土生港海岸（三庄）	港湾局	
			6－ 65	土生港海岸（小用）	港湾局	
	138		6－ 66	重井港海岸（細島）	港湾局	
			6－ 67	因島海岸（細島西）	農振局	
			6－ 68	因島海岸（細島）	農振局	
			6－ 69	因島海岸（細島東）	農振局	
	因島西部		139	6－ 70	土生港海岸（土生）	港湾局
				6－ 71	因島海岸（竹長）	水国局
				6－ 72	因島海岸（重井）	水国局
		6－ 73		西浦漁港海岸（西浦）	水産庁	
		140	6－ 74	重井港海岸（西浜）	港湾局	
			6－ 75	重井港海岸（伊浜西）	港湾局	
6－ 76			重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局		
6－ 77			重井港海岸（伊浜東）	港湾局		
生口島東部	141	6－ 78	瀬戸田港海岸（中野）	港湾局		
		6－ 79	瀬戸田海岸（名荷）	水国局		
		6－ 80	瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局		
		6－ 81	因島海岸（田嵐）	水国局		
	142	6－ 82	生口港海岸（原）	港湾局		
		6－ 83	生口港海岸（波止岡）	港湾局		

表Ⅱ-1-3(11) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
尾道・因島	生口島西部	143	6－ 84	生口港海岸（御寺）	港湾局
			6－ 85	生口港海岸（宮原）	港湾局
			6－ 86	生口港海岸（泊）	港湾局
			6－ 87	生口港海岸（田高根）	港湾局
		144	6－ 88	瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局
			6－ 89	瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局
			6－ 90	瀬戸田港海岸（福田）	港湾局
	高根島・佐木島	145	6－ 91	瀬戸田港海岸（高根）	港湾局
			6－ 92	瀬戸田海岸（高根）	農振局
		146	6－ 93	佐木港海岸（須ノ上）	港湾局
			6－ 94	鷺浦海岸（黒浜）	農振局
			6－ 95	瀬戸田港海岸（向田）	港湾局
			6－ 96	鷺浦海岸（長岩）	農振局
			6－ 97	鷺浦海岸（麦焼布袋岩）	農振局
			6－ 98	佐木港海岸（須波）	港湾局
			6－ 99	佐木港海岸（大野浦）	農振局
		147	6－ 100	佐木港海岸（小佐木）	港湾局
			6－ 101	佐木港海岸（小佐木）	農振局
			6－ 102	小佐木海岸（北浦）	農振局

表Ⅱ-1-3(12) 地区海岸一覧（福山・内海ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管
福山・内海	福山	148	7－ 1	福山港海岸（野の浜）	港湾局
			7－ 2	福山港海岸（沖浦）	港湾局
		149	7－ 3	福山港海岸（手城）	港湾局
		150	7－ 4	福山港海岸（一文字）	港湾局
	田尻・鞆	151	7－ 5	福山漁港海岸（水呑）	水産庁
			7－ 6	福山港海岸（田尻）	港湾局
			7－ 7	福山漁港海岸（田尻）	水産庁
		152	7－ 8	福山港海岸（みゆき）	港湾局
			7－ 9	福山港海岸（江の浦）	港湾局
			7－ 10	平漁港海岸（平）	水産庁
			7－ 11	福山海岸（室浜）	水国局
	走島	153	7－ 12	走漁港海岸（唐船）	水産庁
			7－ 13	福山海岸（本浦）	水国局
		154	7－ 14	走漁港海岸（浦友）	水産庁
			7－ 15	走漁港海岸（本浦）	水産庁
	沼隈	155	7－ 16	阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局
			7－ 17	千年港海岸（桜）	港湾局
			7－ 18	千年港海岸（岩船）	港湾局
			7－ 19	千年港海岸（草深）	農振局
			7－ 20	千年港海岸（敷名）	港湾局
			7－ 21	千年港海岸（常石）	港湾局
	内海	156	7－ 22	内海海岸（馬場崎）	水国局
			7－ 23	箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁
			7－ 24	箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁
		157	7－ 25	内海海岸（大畑）	水国局
		158	7－ 26	横田漁港海岸（南）	水産庁
			7－ 27	横田漁港海岸（家廻）	水産庁
			7－ 28	横田漁港海岸（入双）	水産庁
			7－ 29	内海海岸（小坊志）	水国局
		159	7－ 30	内海海岸（グイビ）	水国局
			7－ 31	内海海岸（横山）	農振局
			7－ 32	内海海岸（横島）	水国局
		160	7－ 33	内海海岸（新道）	水国局
			7－ 34	横田港海岸（横島）	港湾局
			7－ 35	横田港海岸（町）	港湾局
			7－ 36	横田港海岸（大浦）	港湾局
		161	7－ 37	箱崎漁港海岸（釜屋）	水産庁
			7－ 38	箱崎漁港海岸（内浦）	水産庁
		162	7－ 39	箱崎漁港海岸（寺山）	水産庁
			7－ 40	箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁



図Ⅱ-1-2(1)
宮島・大竹ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S-1:50,000

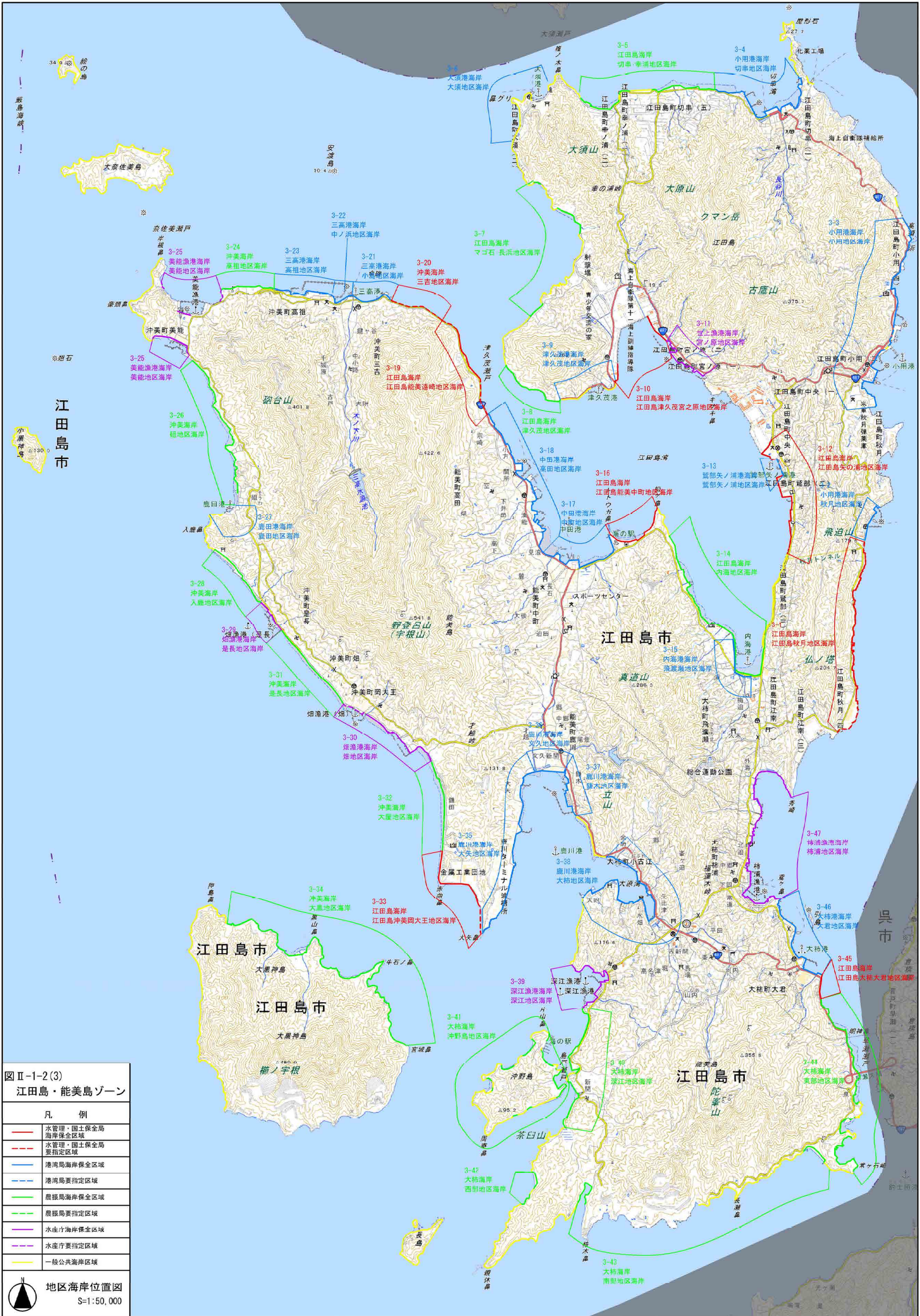
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



図Ⅱ-1-2(2)
広島ゾーン

凡	例
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

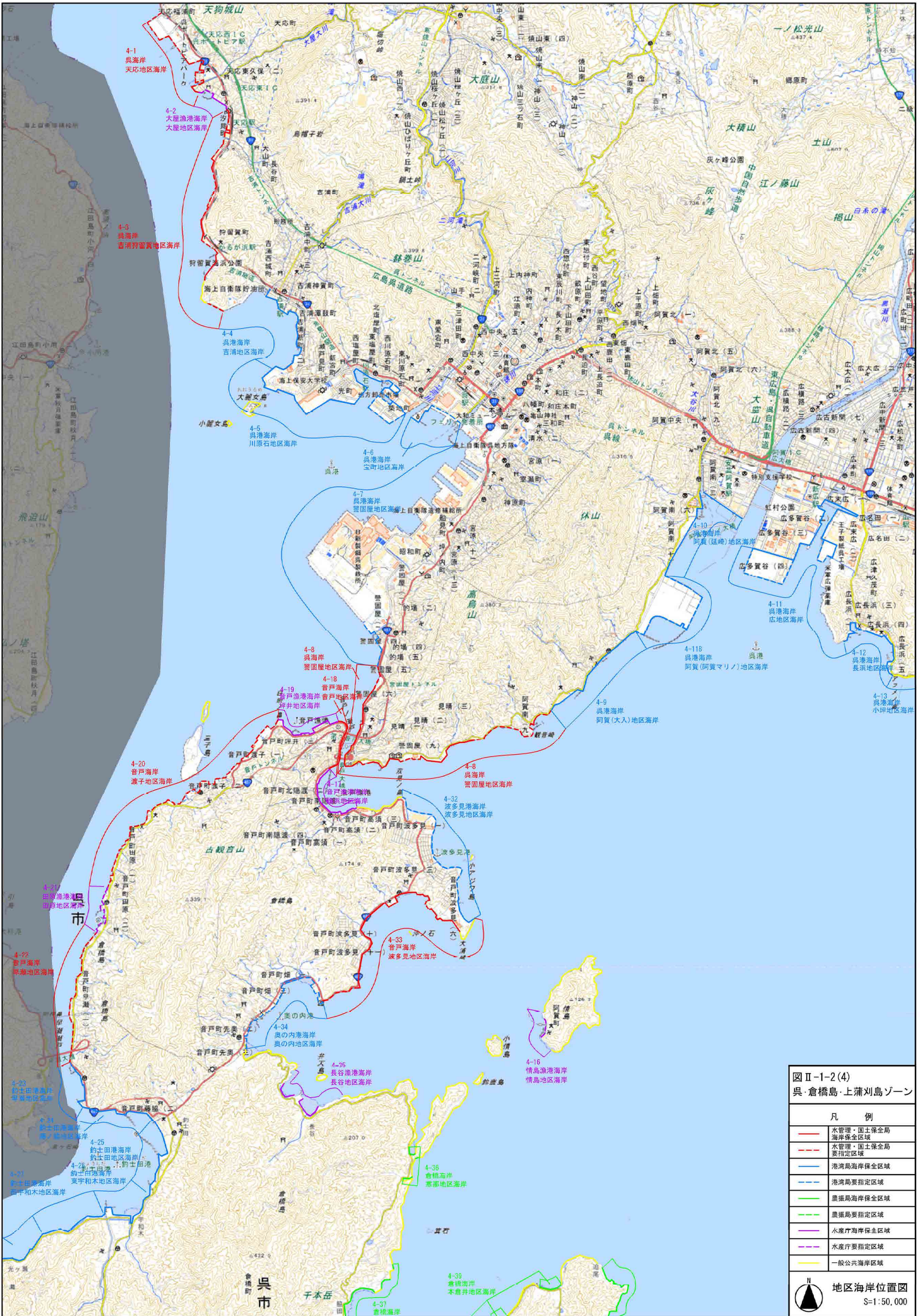


図Ⅱ-1-2(3)
江田島・能美島ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」

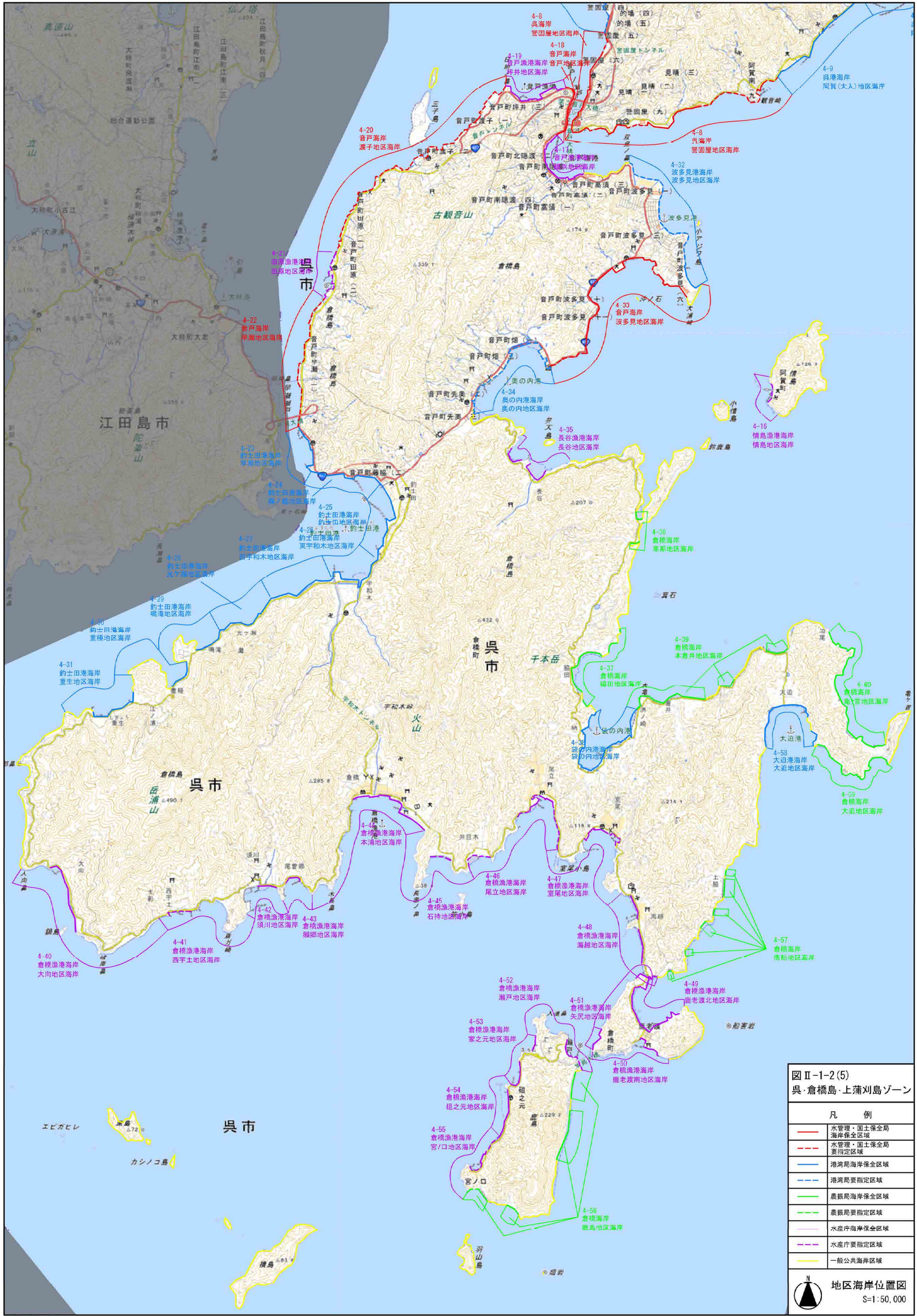


図Ⅱ-1-2(4)
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	小産庁海岸保全区域
---	小産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



図Ⅱ-1-2(5)
相模・倉橋・上蒲島ゾーン

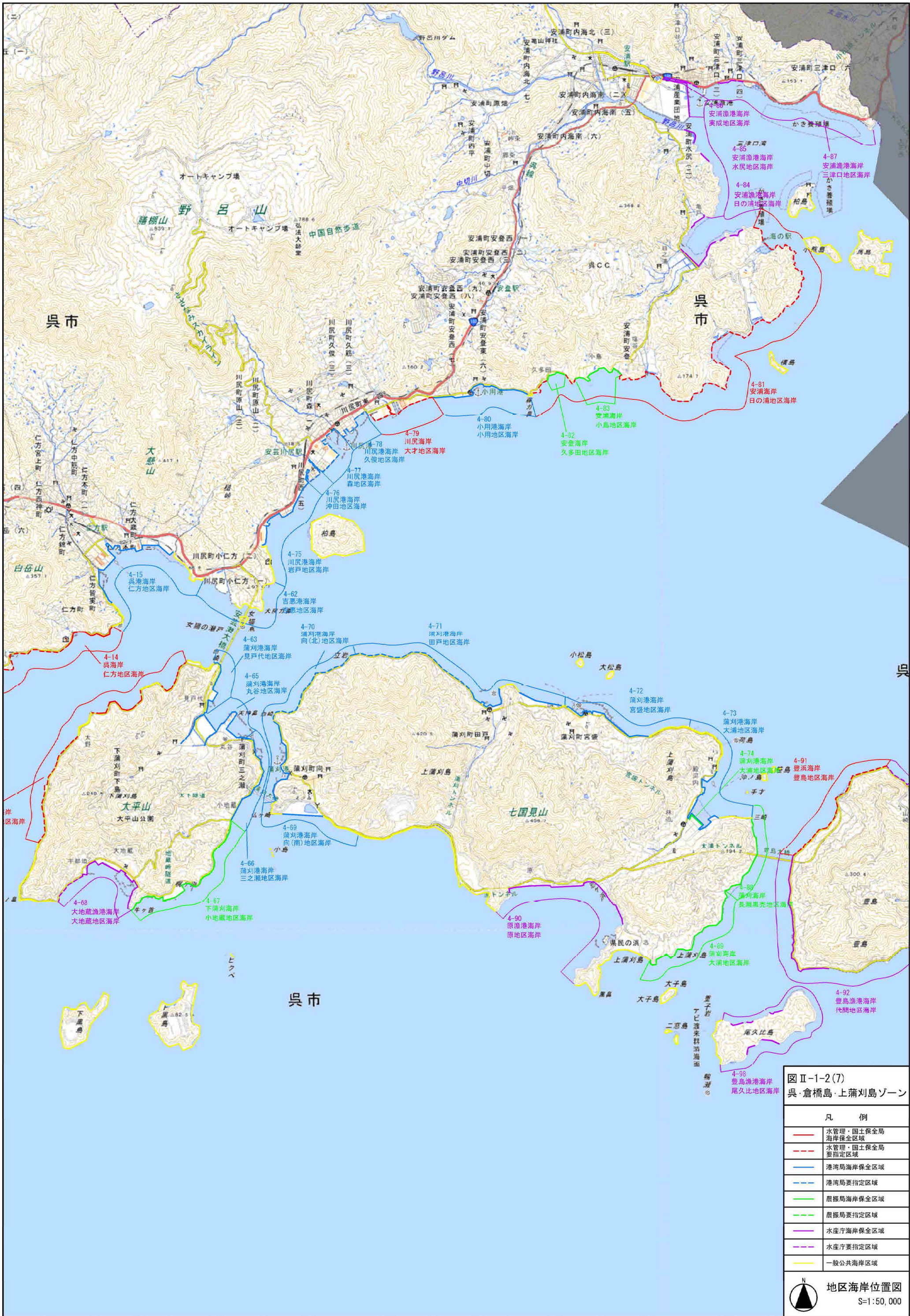
凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

N
地区海岸位置図
S=1:50,000

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



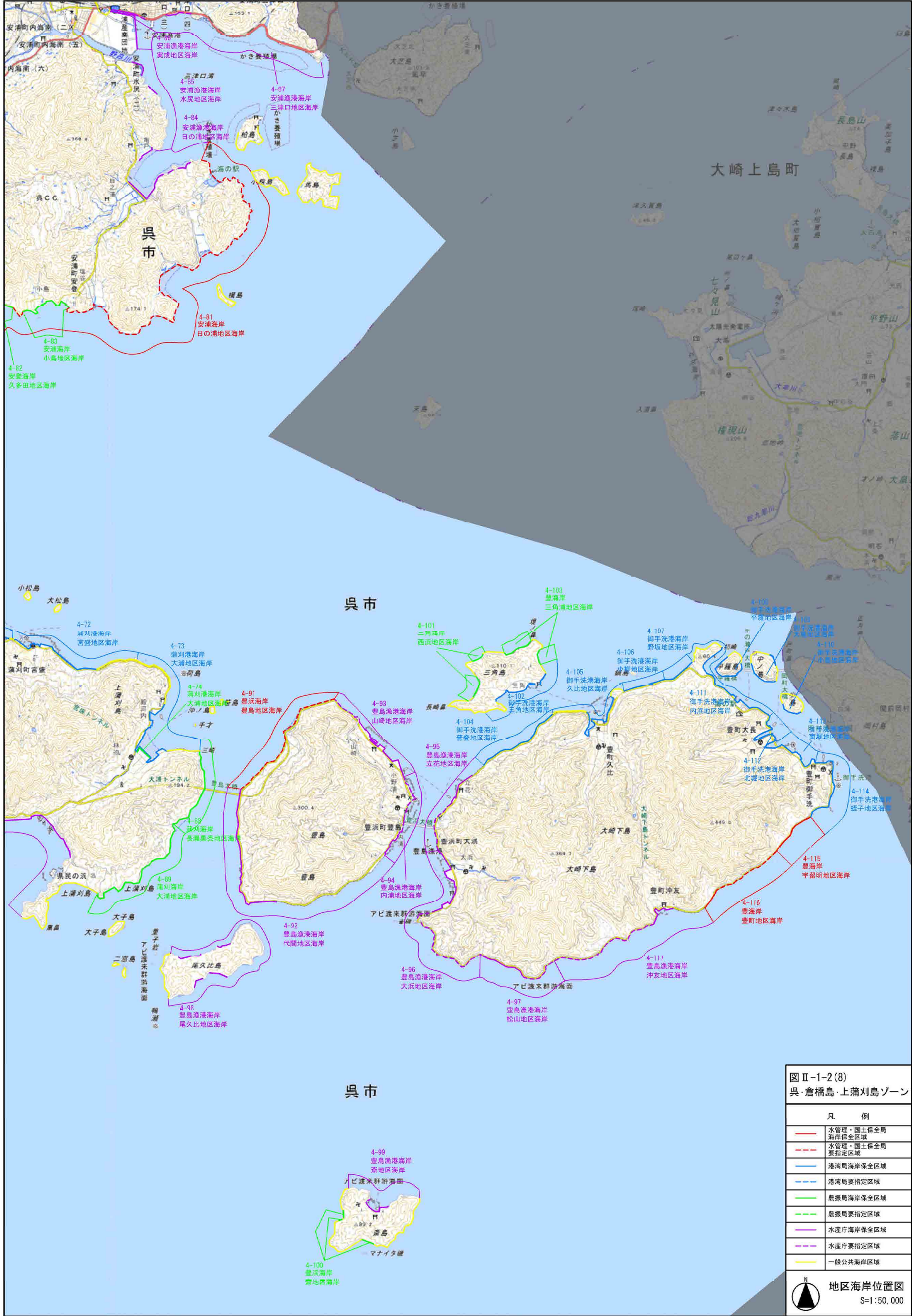
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



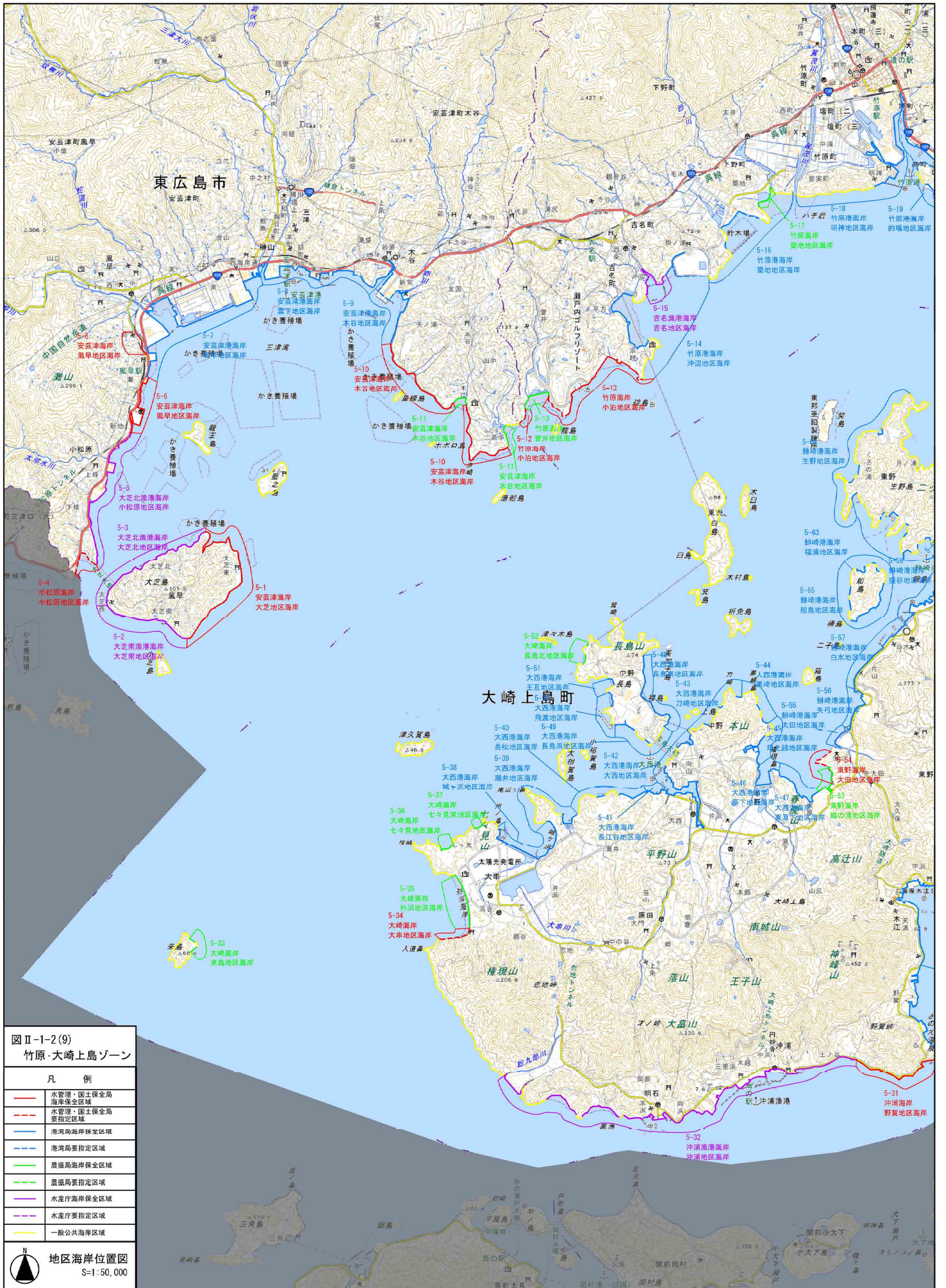
図Ⅱ-1-2(7)
呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」

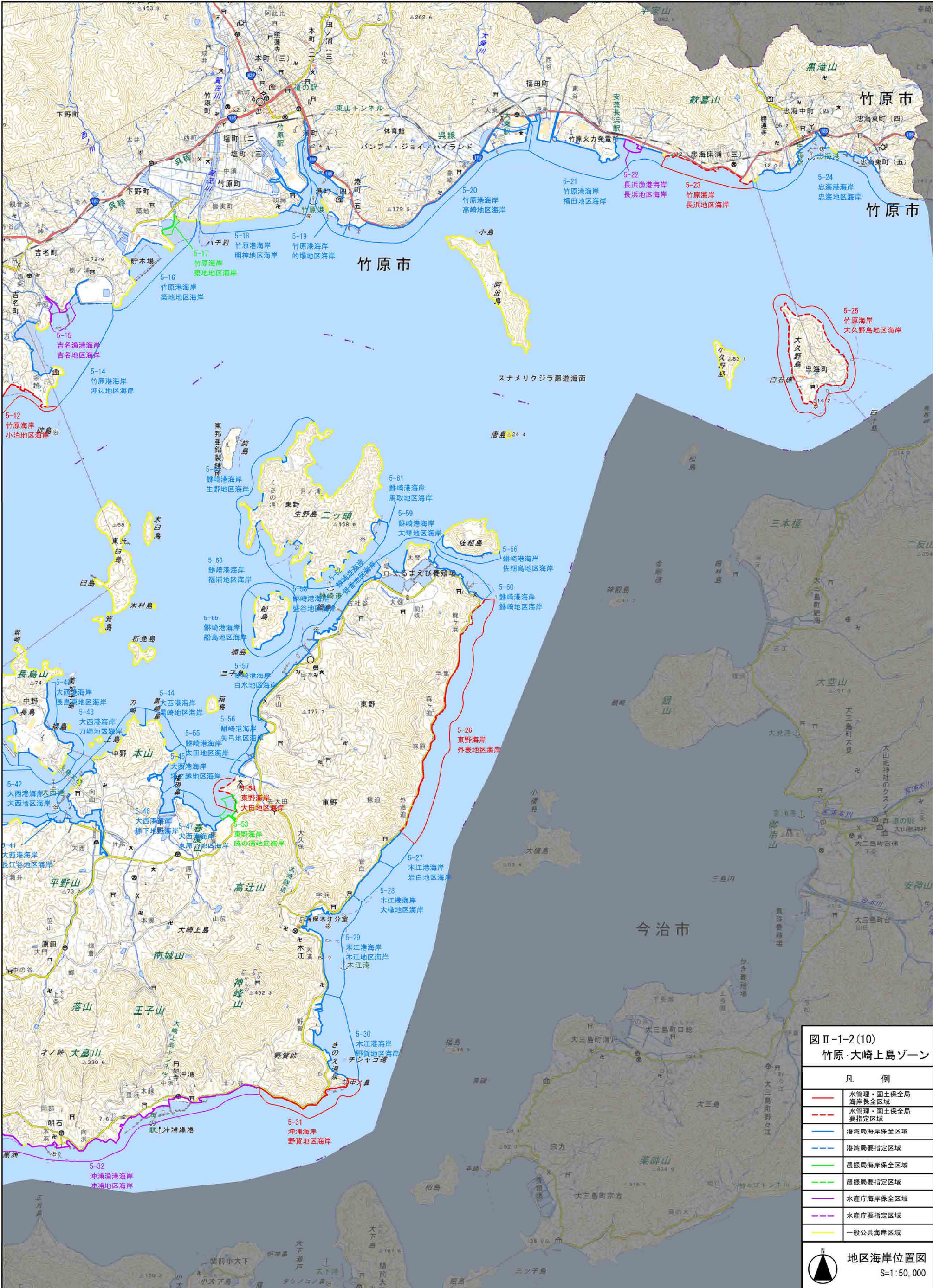


図Ⅱ-1-2(9)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

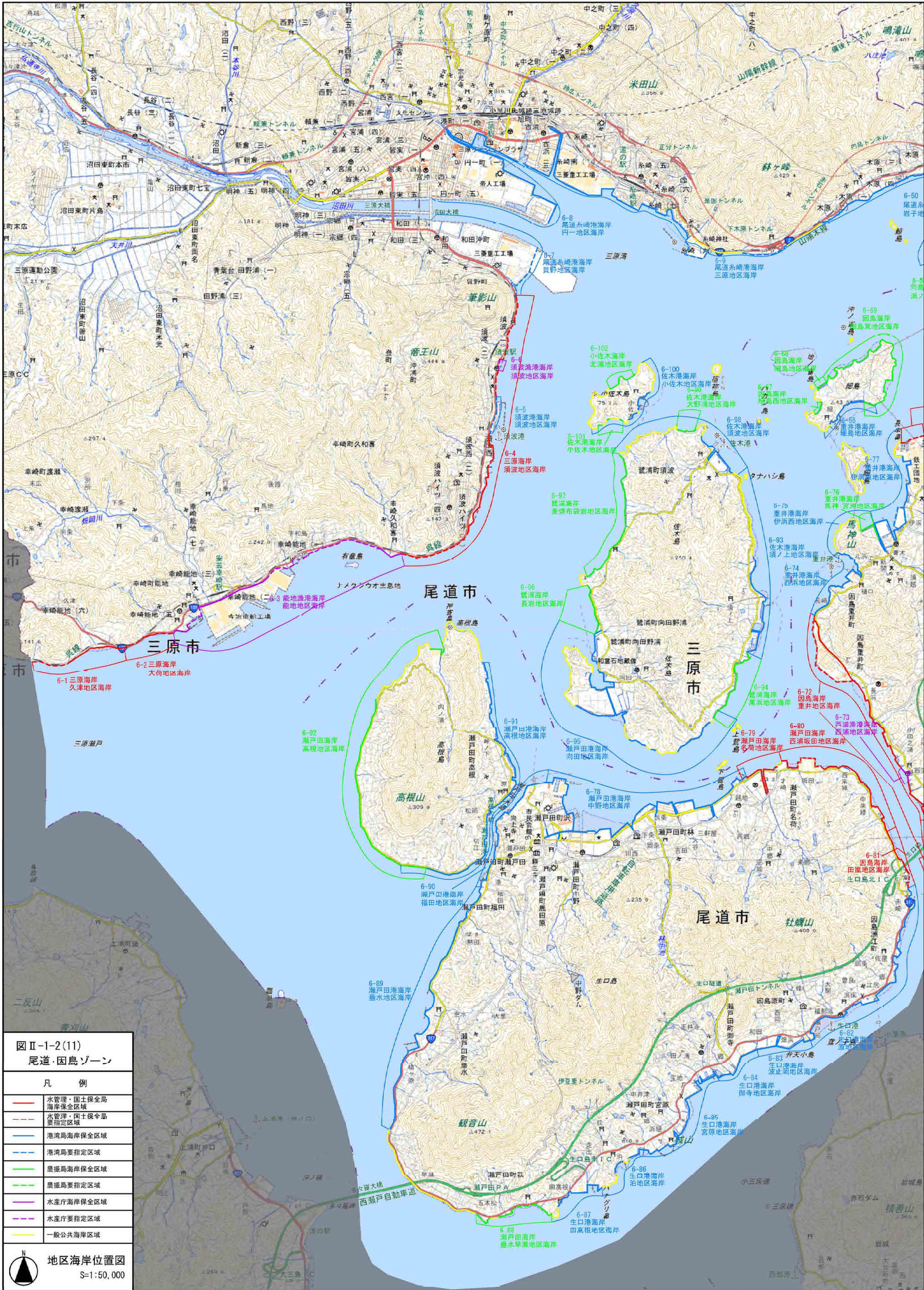
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



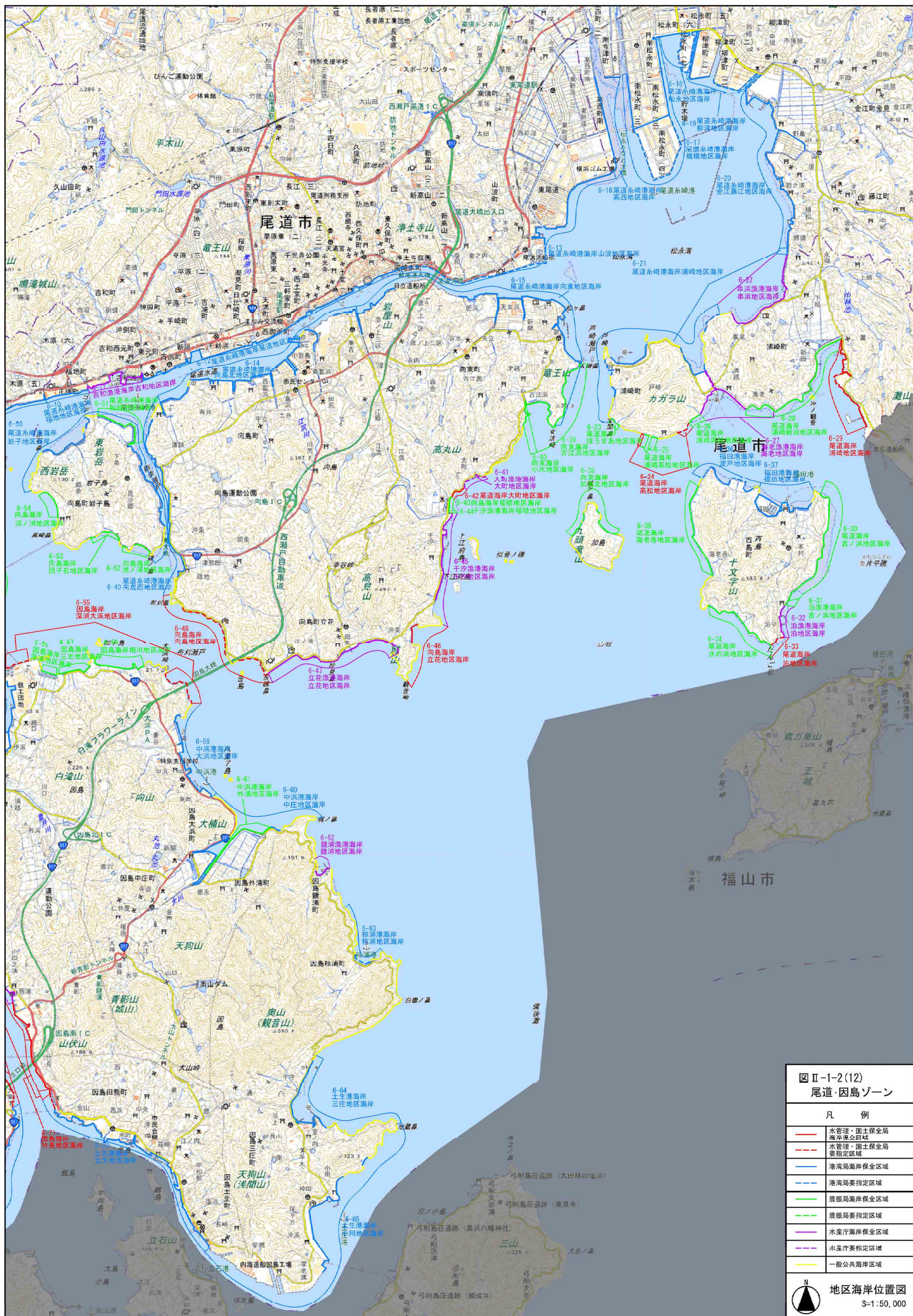
図Ⅱ-1-2(10)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図50000を複製したものである。「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 7JHs 752」



図Ⅱ-1-2(12)

尾道・因島ゾーン

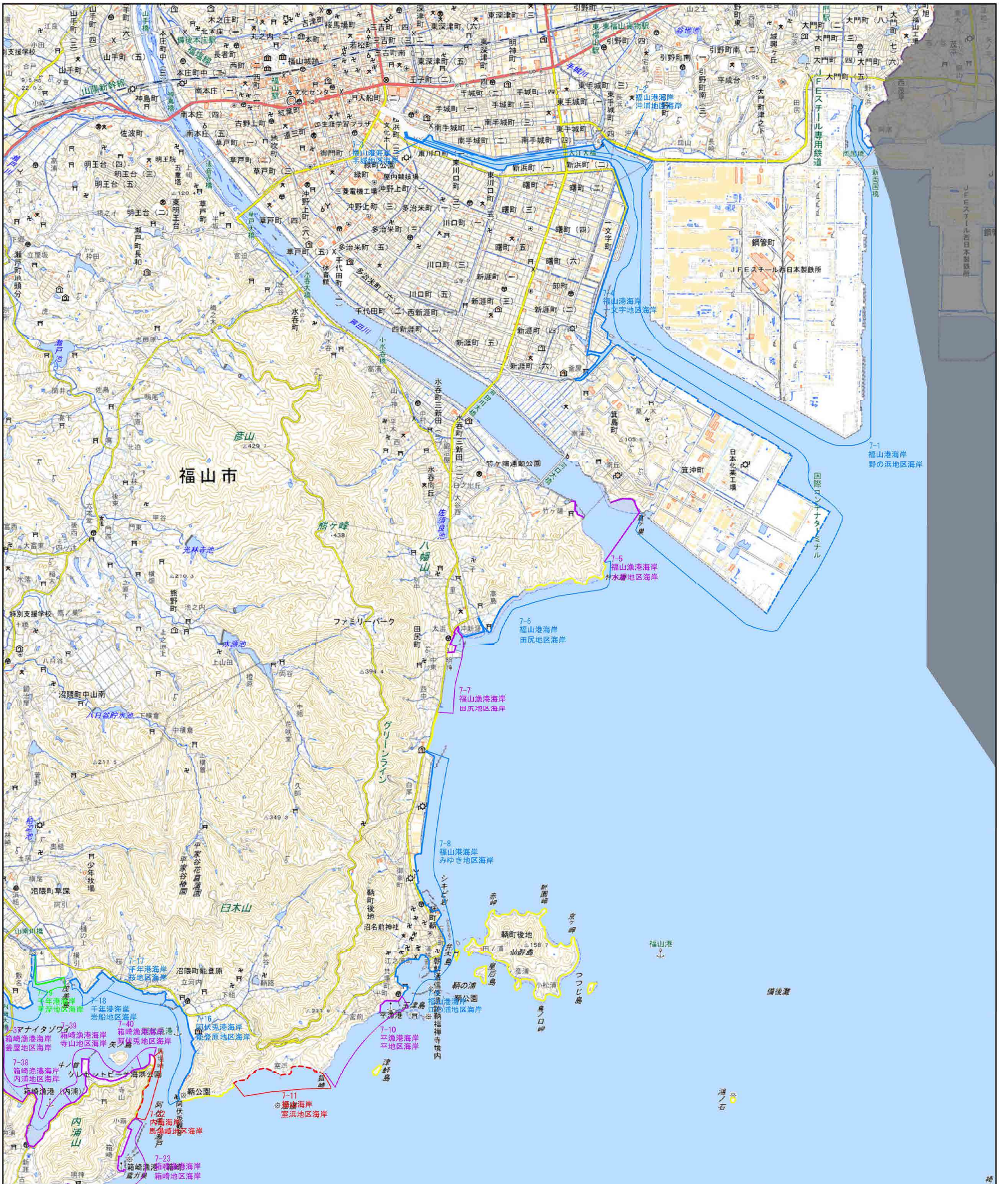
凡 例

—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
---	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
---	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
---	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
---	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域



地区海岸位置図

S=1:50,000

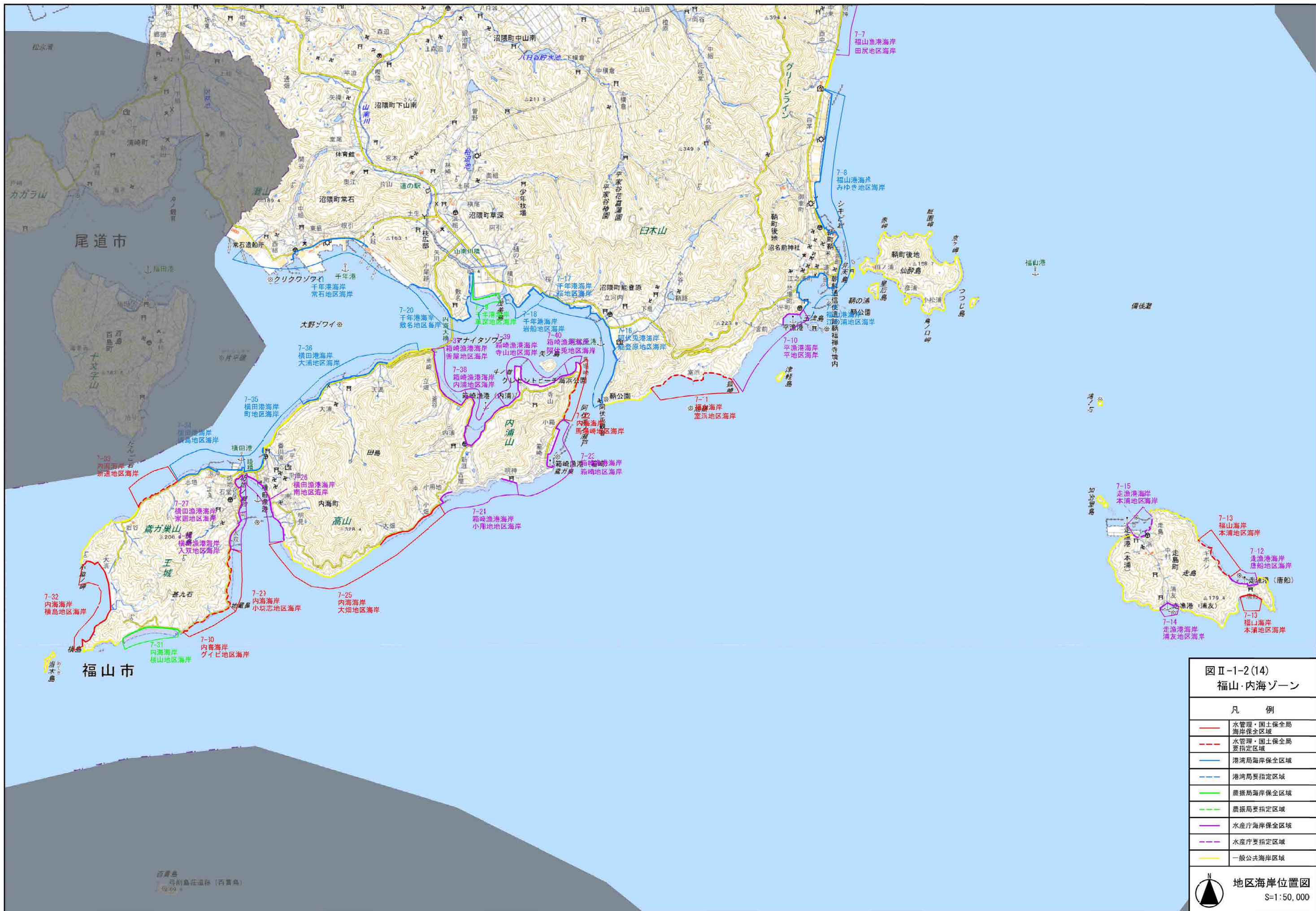


図Ⅱ-1-2(13)
福山・内海ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000





図Ⅱ-1-2(14)
福山・内海ゾーン

凡 例	
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

N
地区海岸位置図
S=1:50,000

1-2 整備の方向性

ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表Ⅱ-1-5に、施設整備の方向性について示す。

■ 表Ⅱ-1-5に関する事項

- 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。(統合した範囲を「エリア」と呼ぶ)
- 整備の方向性は、統合した地区海岸(エリア)の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。
- 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸(エリア)毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。
- 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。
- 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。

注1) 海岸の番号を表Ⅱ-1-3に示している。

表Ⅱ-1-4 広島沿岸域における整備の方向性(全域の共通施策)

防護面	環境面	利用面
● 侵食に強い海岸の整備 ・土砂収支の広域的連携の推進 ● 総合的な防災体制の整備 ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上	● 生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系に配慮した施設整備 ● 海岸環境の保全活動の推進 ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 ● 環境教育の推進 ・環境教育の場としての活用	● 利用しやすい海岸の整備 ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 ● 海岸利用の増進 ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 ● 海岸利用のルールづくり ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整

表Ⅱ-1-5(1) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
1	大竹港海岸（小島） 大竹港海岸（三菱） 大竹港海岸（晴海） 大竹港海岸（明治新聞） 玖波漁港海岸（玖波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセス²⁰⁾の確保（水際線までのアクセス確保など）（晴海、明治新聞、玖波） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）（晴海、明治新聞、玖波）
2	阿多田漁港海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
3	大竹海岸（阿多田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（阿多田島長浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
4	大竹海岸（玖波） 大野海岸（鳴川） 大野海岸（宮浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
5	丸石漁港海岸（丸石） 大野海岸（丸石） 塩屋漁港海岸（塩屋） 大野海岸（小田島） 梅原漁港海岸（梅原） 大野海岸（大國蛭ヶ崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
6	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜） 大野海岸（上ノ浜） 大野海岸（早時） 大野海岸（深江） 大野海岸（赤崎） 大野海岸（鼓ヶ浜） 厳島港海岸（赤崎） 大野海岸（柿ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） （上ノ浜漁港海岸-上ノ浜、大野海岸-上ノ浜、早時、深江、大野海岸-赤崎、鼓ヶ浜、柿ノ浦） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
7	廿日市海岸（阿品）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
8	地御前漁港海岸（地御前） 廿日市海岸（麗新聞）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（麗新聞）	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など）
9	厳島港海岸（綱ノ浦） 厳島港海岸（有ノ浦） 厳島港海岸（長浜） 厳島港海岸（杉ノ浦） 厳島港海岸（包ヶ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（世界文化遺産区域や自然公園特別保護地区としての調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭・神能・玉取祭・鎮火祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（水中花火大会など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

※ 番号の付いた語句の説明は、参考資料用語集参照

表Ⅱ-1-5(2) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(廿日市ポートパークなど)
	広島港海岸(廿日市南)			
	広島港海岸(住吉桜尾)			
11	広島港海岸(美濃里)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(美濃里)	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など) ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
	五日市漁港海岸(五日市)			
12		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—
13	広島港海岸(五日市)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(みずどりの浜公園など)
14	草津漁港海岸(草津)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	—
15		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(観音マリーナなど)
16	広島港海岸(観音)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	
17	広島港海岸(江波)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など) ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海神宮など)
18	広島港海岸(吉島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ポートパーク広島など)
19		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
20	広島港海岸(出島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(港湾緑地、フェリー乗場など)
21		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
22	広島港海岸(元宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(砂浜など)	
23		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(ホテル、マリーナなど)
24	広島港海岸(宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備(広島みなと夢花火大会、宇品デポルトピアなど)
25	広島港海岸(宇品)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(宇品)	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
	広島港海岸(丹那)			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(3) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
26	広島港海岸（向洋） 広島港海岸（船越） 広島港海岸（矢野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（船越、矢野）	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
27	広島港海岸（坂）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（平成ヶ浜親水公園など）
28		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（小学校の体験学習など）
29		●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）
30	坂海岸（小屋浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
31	広島港海岸（金輪島） 広島港海岸（似島西） 広島港海岸（二階） 広島港海岸（深浦） 広島港海岸（似島東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（荒神社、似島臨海公園など）
32	江田島海岸（江田島秋月） 小用港海岸（秋月）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
33	小用港海岸（小用）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
34	小用港海岸（切串）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
35	江田島海岸（切串・幸浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
36	大須港海岸（大須）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	—	—
37	江田島海岸（マゴ石・長浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
38	江田島海岸（江田島津久茂宮之原） 津久茂港海岸（津久茂） 江田島海岸（津久茂） 世上漁港海岸（宮ノ原） 江田島海岸（江田島矢の浦） 鷺部矢ノ浦港海岸（鷺部矢ノ浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
39	江田島海岸（内海） 内海港海岸（飛渡瀬） 江田島海岸（江田島能美中町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など）
40	中田港海岸（中町）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
41	中田港海岸（高田） 江田島海岸（江田島能美遠崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
42	沖美海岸（三吉） 三高港海岸（小島） 三高港海岸（中ノ浜） 三高港海岸（高祖） 沖美海岸（高祖）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	—	—
43	美能漁港海岸（美能）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(4) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
44	沖美海岸(碓) 鹿田港海岸(鹿田) 沖美海岸(入鹿)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
45	畑漁港海岸(是長) 畑漁港海岸(畑)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
46	沖美海岸(是長) 沖美海岸(大屋) 江田島海岸(江田島沖美岡大王)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(マリンスポーツ利用など)
47	沖美海岸(大黒)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(マリンスポーツ利用など)
48	鹿川港海岸(大矢) 鹿川港海岸(文久) 鹿川港海岸(鎌木) 鹿川港海岸(大柿) 深江漁港海岸(深江) 大柿海岸(深江)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
49	大柿海岸(沖野島)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、マリンスポーツ利用など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(沖野島マリーナなど)
50	大柿海岸(西部) 大柿海岸(南部)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(大柿長浜自然海岸保全地区などの天然の海岸線) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
51	大柿海岸(東部) 江田島海岸(江田島大柿大君)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
52	大柿港海岸(大君) 柿浦漁港海岸(柿浦)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
53	呉海岸(天応)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(呉ポートピアパークなど)
54	大屋漁港海岸(大屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	—
55	呉海岸(吉浦狩留賀)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
56	呉港海岸(吉浦) 呉港海岸(川原石) 呉港海岸(宝町) 呉港海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(呉みなと祭りなど)
57	呉海岸(警固屋)	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(5) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
58	呉港海岸（阿賀（大入））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（阿賀マリノボリスなど）
	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））			
	呉港海岸（阿賀（延崎））			
	呉港海岸（広）			
	呉港海岸（長浜）			
59	呉海岸（仁方）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
	呉港海岸（仁方）			
60	情島漁港海岸（情島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）	—
61	音戸漁港海岸（鯉浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（清盛塚などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（清盛祭りなど）
	音戸海岸（音戸）			
	音戸漁港海岸（坪井）			
	音戸海岸（渡子）			
	田原漁港海岸（田原）			
	音戸海岸（早瀬）			
62	釣士田港海岸（早瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	—
	釣士田港海岸（藤ノ脇）			
	釣士田港海岸（釣士田）			
	釣士田港海岸（東字和木）			
	釣士田港海岸（西字和木）			
	釣士田港海岸（光ヶ瀬）			
63	釣士田港海岸（鳴滝）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスマルなど）
	釣士田港海岸（重極）			
	釣士田港海岸（重生）			
	波多見港海岸（波多見）			
	波多見港海岸（波多見）			
	波多見港海岸（波多見）			
64	音戸海岸（波多見）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大浦崎公園、音戸フェスマルなど）
	奥の内港海岸（奥の内）			
65	長谷漁港海岸（長谷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
66	倉橋海岸（寒那）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	倉橋海岸（脇田）			
	袋の内港海岸（袋の内）			
67	倉橋海岸（本倉井）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	倉橋漁港海岸（大向）			
	倉橋漁港海岸（西宇土）			
	倉橋漁港海岸（須川）			
67	倉橋漁港海岸（瀬郷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	倉橋漁港海岸（瀬郷）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(6) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
68	倉橋漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（長門島松原などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（桂濱神社、トライアスロン大会など）
69	倉橋漁港海岸（石持） 倉橋漁港海岸（尾立） 倉橋漁港海岸（室尾） 倉橋漁港海岸（海越） 倉橋漁港海岸（鹿老渡北） 倉橋漁港海岸（鹿老渡南） 倉橋漁港海岸（矢尻） 倉橋漁港海岸（瀬戸） 倉橋漁港海岸（家之元） 倉橋漁港海岸（祖之元） 倉橋漁港海岸（宮ノロ）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
70	倉橋海岸（鹿島） 倉橋海岸（唐船）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
71	大迫港海岸（大迫）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
72	倉橋海岸（大迫） 倉橋海岸（亀ヶ首）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
73	下蒲刈海岸（下蒲刈） 吉恵港海岸（吉恵）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
74	蒲刈港海岸（見戸代（港）） 蒲刈港海岸（丸谷） 蒲刈港海岸（三之瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ハゼ・オキナギの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（天神鼻緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（蘭島閣美術館などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（欄伝馬など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（蘭島閣美術館など）
75	下蒲刈海岸（小地藏） 大地蔵漁港海岸（大地蔵）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（欄伝馬など）
76	蒲刈港海岸（向（南）） 蒲刈港海岸（向（北）） 蒲刈港海岸（田戸） 蒲刈港海岸（宮盛） 蒲刈港海岸（大浦（港）） 蒲刈港海岸（大浦（農））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（日高庄緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（欄伝馬など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(7) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
77	川尻港海岸（岩戸）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（遊歩道の設置など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（親水公園など）
	川尻港海岸（沖田）			
	川尻港海岸（森）			
	川尻港海岸（久俊）			
	川尻海岸（大才）			
78	小用港海岸（小用）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ハゼ・マサキの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（中小島・七浦自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（稚児明神などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（屋外水泳場など）
	安浦海岸（日の浦）			
	安登海岸（久多田）			
	安浦海岸（小島）			
	安浦漁港海岸（日の浦）			
79	安浦漁港海岸（水尻）			
	安浦漁港海岸（実成）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（柏島神社大祭など）
80	安浦漁港海岸（三津口）			
	蒲刈海岸（長瀬黒壳）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など） ・干潟・砂浜の維持・回復（恋が浜自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用、マンスボート利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（天体観測館、トライアスロン大会など）
	蒲刈海岸（大浦）			
	原漁港海岸（原）			
81	豊浜海岸（豊島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	豊島漁港海岸（代間）			
82	豊島漁港海岸（山崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）
	豊島漁港海岸（内浦）			
83	豊島漁港海岸（立花）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（アビ渡来群遊海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など）
	豊島漁港海岸（大浜）			
	豊島漁港海岸（松山）			
84	豊島漁港海岸（尾久比）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（アビ渡来群遊海面、斎島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	豊島漁港海岸（斎）			
	豊浜海岸（斎）			
85	三角海岸（西浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	御手洗港海岸（三角）			
	豊海岸（三角浦）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(8) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
86	御手洗港海岸（普登） 御手洗港海岸（久比） 御手洗港海岸（小柳）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
87	御手洗港海岸（野坂）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
88	御手洗港海岸（平羅） 御手洗港海岸（大島） 御手洗港海岸（小島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
89	御手洗港海岸（内浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
90	御手洗港海岸（北堀） 御手洗港海岸（南堀） 御手洗港海岸（蛭子）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 などの歴史・文化資源との調和、 優れた眺望の確保など)	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (豊町御手洗伝統的建造物群保存地区、 セタ納涼祭（花火大会）など)
91	豊海岸（宇留明） 豊海岸（豊町） 豊島漁港海岸（沖友）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
92	安芸津海岸（大芝） 大芝南漁港海岸（大芝南） 大芝北漁港海岸（大芝北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保 など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
93	小松原海岸（小松原） 大芝北漁港海岸（小松原）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
94	安芸津海岸（風早） 安芸津港海岸（風早） 安芸津港海岸（雲下） 安芸津港海岸（木谷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉祭など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (安芸津フェスティバルなど)
95	安芸津海岸（木谷（水）） 安芸津海岸（木谷（農））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
96	竹原海岸（小泊） 竹原海岸（曾井） 竹原港海岸（沖辺） 吉名漁港海岸（吉名） 竹原港海岸（築地） 竹原海岸（築地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ｶﾞﾌﾞｶﾞﾐ、ﾊｾﾝｼｵﾏﾅ、ｽｶﾞﾐの生息地 など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(9) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
97	竹原港海岸（明神）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	竹原港海岸（釣場）			
	竹原港海岸（高崎）			
98	竹原港海岸（福田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藁場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（忠海八幡神社叢などの歴史・文化資源との調和）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など）
	長浜漁港海岸（長浜）			
	竹原海岸（長浜）			
99	忠海港海岸（忠海）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（休暇村大久野島など）
	竹原海岸（大久野島）			
100	東野海岸（外表）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	—
101	木江港海岸（岩白）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（十七夜祭（櫓伝馬）など）
	木江港海岸（大楯）			
	木江港海岸（木江）			
102	木江港海岸（野賀）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	沖浦海岸（野賀）			
103	沖浦漁港海岸（沖浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（蛸子祭など）
104	大崎海岸（来島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
105	大崎海岸（大串）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（大串自然海浜保全地区などの天然の海岸線、砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（大串キャンプ場、大崎上島サマーフェスティバルなど）
	大崎海岸（外浜）			
106	大崎海岸（七々見）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など）	—
	大崎海岸（七々見東）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(10) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
107	大西港海岸（城ヶ浜） 大西港海岸（瀬井） 大西港海岸（長松）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（親水公園など）
108	大西港海岸（長江谷） 大西港海岸（大西） 大西港海岸（刀崎） 大西港海岸（黒崎） 大西港海岸（塔之越） 大西港海岸（原下） 大西港海岸（東原下）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
109	大西港海岸（長島東） 大西港海岸（長島浜） 大西港海岸（飛渡） 大西港海岸（王五） 大崎海岸（長島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（魚釣り公園“マリンパークおおさき”など）
110	東野海岸（脇の浦） 東野海岸（大田） 鯉崎港海岸（大田） 鯉崎港海岸（矢弓）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
111	鯉崎港海岸（白水） 鯉崎港海岸（盛谷） 鯉崎港海岸（大琴）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（住吉権伝馬など）
112	鯉崎港海岸（鯉崎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
113	鯉崎港海岸（馬取） 鯉崎港海岸（貝香） 鯉崎港海岸（福浦） 鯉崎港海岸（生野） 鯉崎港海岸（船島） 鯉崎港海岸（佐組島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（砂浜など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（自然公園特別地域など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）
114	三原海岸（久津） 三原海岸（大荷）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
115	能地漁港海岸（能地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ナガシロウの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(11) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
116	三原海岸（須波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	須波港海岸（須波）			
	須波漁港海岸（須波）			
117	尾道糸崎港海岸（貝野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	尾道糸崎港海岸（円一）			
	尾道糸崎港海岸（三原）			
118	尾道糸崎港海岸（福地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
	吉和漁港海岸（吉和）			
119	尾道糸崎港海岸（尾道）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（おのみち住吉花火まつり、ベッチャー祭りなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（千光寺、おのみち住吉花火まつり、尾道みなと祭など）
120	尾道糸崎港海岸（山波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）	—
121	尾道糸崎港海岸（向島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（おのみち住吉花火まつり、ベッチャー祭りなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（おのみち住吉花火まつり、尾道みなと祭など）
122	尾道糸崎港海岸（向東）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
123	尾道糸崎港海岸（高西）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
124	尾道糸崎港海岸（機織）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（機織）	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	尾道糸崎港海岸（松永）			
	尾道糸崎港海岸（柳津）			
125	尾道糸崎港海岸（金江藤江）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
126	尾道糸崎港海岸（浦崎） 串浜漁港海岸（串浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
127	尾道海岸（ほうまあ）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	尾道海岸（高松）			
	尾道海岸（浦崎高松）			
	尾道海岸（浦崎満越）			
	海老漁港海岸（海老）			
	尾道海岸（浦崎新田） 尾道海岸（浦崎）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(12) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
128	尾道海岸（吉ノ浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ●浸食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (百島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	泊漁港海岸（吉ノ浜）			
	泊漁港海岸（泊）			
	尾道海岸（泊）			
	尾道海岸（水の浜）			
129	尾道海岸（海老春）			
	福田港海岸（波戸）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
	福田港海岸（福田）			
130	向島海岸（加島北）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	—
	向島海岸（加島南）			
131	向東海岸（古江浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ●浸食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	—
	向東海岸（小水）			
	大町漁港海岸（大町）			
	尾道海岸（大町）			
	尾道海岸（大町）			
132	向島海岸（稲積）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、立花緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	干汐漁港海岸（稲積）			
	干汐漁港海岸（干汐）			
	向島海岸（立花）			
	立花漁港海岸（立花）			
	向島海岸（向島）			
133	尾道糸崎港海岸（向島西）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
134	尾道糸崎港海岸（岩子）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 ●浸食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
	尾道糸崎港海岸（船越）			
	向島海岸（池ノ浦）			
	向島海岸（団子石）			
	向島海岸（浜ノ浦）			
135	因島海岸（深浦大浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (大浜崎鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、植栽による海岸線の緑化など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (因島アメニティ公園など)
	因島海岸（深浦）			
	因島海岸（三池）			
	因島海岸（相川）			
	因島海岸（相川）			
136	中浜港海岸（大浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (梶ノ鼻自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	中浜港海岸（中庄）			
	中浜港海岸（外浦）			
	鏡浦漁港海岸（鏡浦）			
	棕浦港海岸（棕浦）			
137	土生港海岸（三庄）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	土生港海岸（小用）			
138	重井港海岸（細島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	—
	因島海岸（細島西）			
	因島海岸（細島）			
	因島海岸（細島東）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(13) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
139	土生港海岸（土生）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	因島海岸（竹長）			
140	因島海岸（重井）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	西浦漁港海岸（西浦）			
141	重井港海岸（西浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	重井港海岸（伊浜西）			
142	重井港海岸（馬神・宮沖）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	重井港海岸（伊浜東）			
143	瀬戸田港海岸（中野）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	瀬戸田海岸（名荷）			
144	瀬戸田海岸（西浦坂田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	因島海岸（田風）			
145	生口港海岸（原）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など）
	生口港海岸（波止岡）			
146	生口港海岸（御寺）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	生口港海岸（宮原）			
147	生口港海岸（泊）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
	生口港海岸（田高根）			
148	瀬戸田海岸（垂水早瀬）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（灯篭流しなど） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（耕三寺、平山郁夫美術館など）
	瀬戸田港海岸（垂水）			
149	瀬戸田港海岸（福田）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	佐木港海岸（須ノ上）			
150	鷺浦海岸（黒浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（柄鎌瀬戸、佐木大野浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	瀬戸田港海岸（向田）			
151	鷺浦海岸（長岩）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（柄鎌瀬戸、佐木大野浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	鷺浦海岸（麦焼布袋岩）			
152	佐木港海岸（須波）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ●侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	佐木港海岸（大野浦）			
153	佐木港海岸（小佐木（港））	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	佐木港海岸（小佐木（農））			
154	小佐木海岸（北浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	福山港海岸（野の浜）			
155	福山港海岸（沖浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上（野の浜）	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など） ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（トライアスロン大会など）
	福山港海岸（野の浜）			

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(14) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
149	福山港海岸（手城）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（ふくやま芸術文化ホール、福山ばら祭など）
150	福山港海岸（一文字）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（ポートパーク福山、ふくやま芸術文化ホール、福山ばら祭など）
151	福山漁港海岸（水呑） 福山港海岸（田尻） 福山漁港海岸（田尻）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ハゼの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（竹ヶ端運動公園、ファミリーパークキャンプ場、田尻民族資料館など）
152	福山港海岸（みゆき） 福山港海岸（江の浦） 平漁港海岸（平） 福山海岸（室浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（サカナの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（瀬の浦周辺の歴史・文化資源との調和）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（雁木、常夜燈など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（瀬の浦弁天島花火大会など）
153	走漁港海岸（唐船） 福山海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など）
154	走漁港海岸（浦友） 走漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
155	阿伏兎港海岸（能登原） 千年港海岸（桜） 千年港海岸（岩船） 千年港海岸（草深） 千年港海岸（敷名） 千年港海岸（常石）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（阿伏兎観音などの歴史・文化資源との調和）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（阿伏兎観音、盤台寺、ハーブガーデンなど）
156	内海海岸（馬場崎） 箱崎漁港海岸（箱崎） 箱崎漁港海岸（小用地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（箱崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（憩いの森公園、定置網観光など）
157	内海海岸（大畑）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	—
158	横田漁港海岸（南） 横田漁港海岸（家廻） 横田漁港海岸（入双） 内海海岸（小坊志）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（王城・切石山公園、横島底曳網観光など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(15) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
159	内海海岸（グイビ） 内海海岸（横山） 内海海岸（横島）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（グイビ・横山自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（陸けい砂州の保全など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（王城・切石山公園など）
160	内海海岸（新道） 横田港海岸（横島） 横田港海岸（町） 横田港海岸（大浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など）	—
161	箱崎漁港海岸（釜屋） 箱崎漁港海岸（内浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	—
162	箱崎漁港海岸（寺山） 箱崎漁港海岸（阿伏兎）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（内海フィッシャリーナなど）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細

整備対象海岸毎に、整備する施設の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表Ⅱ-2-1、整備計画図を図Ⅱ-2-1に示す。

施設整備の内容については、次のように設定している。

《施設整備の内容》

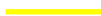
項目	決定方法
① 整備対象地区海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（③で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。
② 整備延長	①の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。
③ 代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。
④ 施設の種類	⑥の整備の方向性（特に 1））を満足するために適切な施設の種類を選定。
⑤ 受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 ※ 詳細については、整備計画図（図Ⅱ-2-1）参照。
⑥ 整備の方向性 （環境面・利用面）	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項） 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。（表Ⅱ-2-1に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項）

注 1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

注 2) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

注 3) 表Ⅱ-2-1の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

《整備計画図の見方》

	凡例	凡例の説明
既設の海岸保全施設の存する区域	黄色線 	- 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 - 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 - 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。(あくまでも、現在の海岸保全施設を図示)
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域	赤色線  現在の海岸保全施設の改良  新設または海岸保全施設に取り込んでの改良	- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 - 赤色線の背後に黄色線（既設の海岸保全施設の存する区域）のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 - 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。(黄色線のみ区域は、現在、必要天端高が確保されており、海岸保全施設の新設または改良が不要な区域を示す。)
受益地域（想定浸水、想定侵食区域）	水色ハッチ  海岸保全施設によって浸水、侵食から守られている地域  新設または海岸保全施設に取り込んでの改良	- 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水、侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 - 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 - 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 - 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。

表Ⅱ-2-1 (1) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
大竹港海岸（小島）	港湾局	1	1	大竹市東栄3丁目	1,683	4.7	6.7	護岸, 胸壁	大竹市東栄	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
大竹港海岸（三菱）	港湾局	2	1	大竹市御幸町～小方1丁目	1,850	4.7	6.7	護岸, 胸壁	大竹市御幸町～小方	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2		485	4.7	6.7						
玖波漁港海岸（玖波）	水産庁	5	1	大竹市玖波3丁目	165	4.1	6.1	護岸	大竹市玖波	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	大竹市玖波2～3丁目	638	4.1	6.1	護岸, 胸壁					
阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁	6	1	大竹市阿多田	70	5.5	7.5	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	大竹市阿多田	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大竹海岸（阿多田）	農振局	7	1	大竹市阿多田	150	6.1	8.1	堤防, 消波工	大竹市阿多田	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		140	6.1	8.1		大竹市阿多田				
			3		90	5.5	7.5		大竹市阿多田				
			4		200	5.5	7.5		大竹市阿多田				
			5		100	5.5	7.5		大竹市阿多田				
大竹海岸（玖波）	水国局	8	1	大竹市玖波3丁目	320	5.9	7.9	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	大竹市玖波	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大野海岸（鳴川）	水国局	9	1	廿日市市大野鳴川～下灘	900	6.0	8.0	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	廿日市市大野	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大野海岸（宮浜）	水国局	10	1	廿日市市大野～宮浜温泉1丁目	1,570	5.6	7.6	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	廿日市市大野～宮浜温泉	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
丸石漁港海岸（丸石）	水産庁	11	1	廿日市市丸石2丁目	652	5.2	7.2	護岸, 胸壁	廿日市市丸石	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大野海岸（丸石）	水国局	12	1	廿日市市丸石2丁目	618	5.4	7.4	護岸	廿日市市丸石	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁	13	1	廿日市市林が原1丁目～沖塩屋4丁目	1,865	5.4	7.4	護岸	廿日市市林が原～沖塩屋	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (2) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)						(C.D.L.m)
大野海岸（小田島）	水国局	14	1	廿日市市沖塩屋4丁目	908	4.4	6.4	護岸	廿日市市沖塩屋	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
梅原漁港海岸（梅原）	水産庁	15	1	廿日市市梅原2丁目	380	4.5	6.5	護岸，胸壁	廿日市市梅原	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大野海岸（大国蛸ヶ崎）	水国局	16	1	廿日市市梅原2丁目～上の浜1丁目	2,879	5.0	7.0	護岸，胸壁	廿日市市梅原～上の浜	住宅地，工業地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁	17	1	廿日市市上の浜1丁目	308	4.0	6.0	護岸	廿日市市上の浜	住宅地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		293	5.0	7.0						
大野海岸（上ノ浜）	水国局	18	1	廿日市市上の浜2丁目	43	4.3	6.3	護岸	廿日市市上の浜	住宅地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		73	4.3	6.3						
大野海岸（早時）	水国局	20	1	廿日市市物見東1丁目～前空5丁目	486	5.0	7.0	護岸	廿日市市物見東～前空	住宅地，商業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	廿日市市大野	691	5.0	7.0		廿日市市大野				
			3	廿日市市宮島口西1丁目	545	5.0	7.0		廿日市市宮島口西				
			4		140	5.0	7.0						
大野海岸（深江）	水国局	21	1	廿日市市宮島口西1丁目	219	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口西	住宅地，商業地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		644	5.0	7.0						
大野海岸（赤崎）	水国局	22	1	廿日市市宮島口1丁目	389	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地，商業地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
大野海岸（柿ノ浦）	水国局	23	1	廿日市市宮島口1丁目	700	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地，商業地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
廿日市海岸（阿品）	水国局	24	1	廿日市市阿品3丁目	133	5.2	7.2	護岸	廿日市市阿品～地御前	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		134	5.2	7.2						
			3	635	5.2	7.2							
			4	廿日市市阿品3丁目～地御前5丁目	1,559	5.2	7.2						
			5	廿日市市地御前5丁目	545	5.2	7.2						
地御前漁港海岸（地御前）	水産庁	25	1	廿日市市地御前5丁目	2,005	5.5	7.5	護岸	廿日市市地御前	住宅地，商業地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (3) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
廿日市海岸（扇新開）	水国局	26	1	廿日市市地御前1丁目	320	5.1	7.1	護岸	廿日市市地御前	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
			2	廿日市市串戸1丁目	100	5.1	7.1		廿日市市串戸				
厳島港海岸（網ノ浦）	港湾局	27	1	廿日市市宮島町網ノ浦	200	4.3	6.3	護岸	廿日市市宮島町	商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		161	4.3	6.3		廿日市市宮島町				
			3	廿日市市宮島町西大西町	340	4.3	6.3		廿日市市宮島町				
厳島港海岸（有ノ浦）	港湾局	28	1	廿日市市宮島町北大西町	158	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	廿日市市宮島町～宮島町胡町	1,126	3.5	5.5		廿日市市宮島町	住宅地、その他			
厳島港海岸（長浜）	港湾局	29	1	廿日市市宮島町胡町	395	3.5	5.5	護岸	廿日市市宮島町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
厳島港海岸（杉ノ浦）	港湾局	30	1	廿日市市宮島町杉ノ浦	871	4.7	6.7	護岸、離岸堤、養浜	廿日市市宮島町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局	32	1	廿日市市宮島口1丁目	20	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地、商業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
厳島港海岸（赤崎）	港湾局	33	1	廿日市市宮島口1丁目	330	5.0	7.0	護岸	廿日市市宮島口	住宅地、商業地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域的要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (4) 施設整備の内容（広島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
						(m)						(T.P.m)
広島港海岸(嘉永)	港湾局	1	1	廿日市市串戸1丁目	220	5.4	7.2	堤防 護岸	廿日市市串戸～下平良	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	廿日市市串戸1～2丁目	340	4.4	6.2					
			3	廿日市市下平良1丁目	250	5.7	7.5					
広島港海岸(廿日市南)	港湾局	2	1	廿日市市木材港南	1,049	5.7	7.5	護岸	廿日市市下平良～広島市佐伯区五日市港	商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		350	6.1	7.9					
			3		790	4.8	6.6	胸壁				
			4		7基	—	—	陸閉				
			5		200	4.5	6.3	胸壁				
			6	1,030	5.2	7.0	護岸					
			7	廿日市市下平良2丁目～住吉2丁目	725	4.4		6.2				
			8	廿日市市木材港北	1,310	5.6		7.4				
			355		5.6	7.4						
			9	245	5.7	7.5	胸壁					
			10	広島市佐伯区五日市港4丁目	110	4.7		6.5				
			11		190	4.5		6.3				
			12		350	5.2	7.0	護岸				
			13	455	4.3	6.1	胸壁					
			14	廿日市市木材港北	660	4.4	6.2	護岸				
15	68	4.4	6.2		胸壁							
広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局	3	1	廿日市市桜尾3丁目	260	4.5	6.3	堤防	廿日市市桜尾	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
草津漁港海岸(草津)	水産庁	7	1	広島市西区商工センター8丁目	35	5.7	7.5	護岸	広島市西区商工センター	住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造	—
			2		155	5.6	7.4					
			3		60	5.6	7.4					
広島港海岸(観音)	港湾局	8	1	広島市西区観音新町4丁目	800	4.9	6.7	胸壁	広島市西区観音新町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然量観や海岸量観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		350	4.6	6.4	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (5) 施設整備の内容（広島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)						(C.D.L.m)
広島港海岸(江波)	港湾局	9	1	広島市中区江波沖町	58	4.6	6.4	護岸	広島市中区江波沖町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	広島市中区江波南2丁目	390	4.6	6.4		広島市中区江波南～江波東			
			3	広島市中区江波南1丁目	366	4.6	6.4					
			4	広島市中区江波南1丁目～江波東2丁目	260	4.7	6.5					
			5		328	4.7	6.5					
			6		690	5.3	7.1					
			7	広島市中区江波沖町	1,890	6.1	7.9		広島市中区江波沖町			
			8		730	5.1	6.9					
			9		88	4.7	6.5					
			10		76	4.7	6.5					
			11		58	4.6	6.4					
広島港海岸(吉島)	港湾局	10	1	広島市中区南吉島2丁目	200	5.1	6.9	護岸	広島市中区南吉島～吉島東	住宅地、商業地、工業地、農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	90	5.2	7.0						
			3	広島市中区南吉島1丁目	300	5.2	7.0					
			4	広島市中区吉島東3丁目	70	4.7	6.5					
			5	広島市中区吉島東1,3丁目	420	4.7	6.5					
広島港海岸(出島)	港湾局	11	1	広島市南区出島4丁目	1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区出島～宇品海岸	商業地、工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	755	4.7	6.5						
			3	広島市南区出島2丁目	345	4.7	6.5	堤防				
			4	広島市南区宇品海岸1丁目	295	4.4	6.2	胸壁				
広島港海岸(元宇品)	港湾局	12	1	広島市南区元宇品町	180	4.7	6.5	護岸	広島市南区元宇品町	住宅地、商業地、工業地、農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		620	5.4	7.2	人工海浜				
			3		80	5.4	7.2	護岸				
			4		740	4.9	6.7					
			5		440	4.6	6.4					
			6		270	4.6	6.4					
			7		65	4.6	6.4					
広島港海岸(丹那)	港湾局	14	1	広島市南区丹那町	490	4.7	6.5	護岸	広島市南区丹那町～仁保沖町	住宅地、商業地、工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
			2	455	4.7	6.5	堤防					
			3	広島市南区仁保沖町	2,280	4.8	6.6	護岸				
			4	410	4.8	6.6						
広島港海岸(向洋)	港湾局	15	1	広島市南区向洋沖町～堀越3丁目	2,550	4.8	6.6	護岸	広島市南区向洋沖町～堀越	工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
広島港海岸(船越)	港湾局	16	1	広島市安芸区船越南1,5丁目	845	4.8	6.6	堤防、護岸	広島市安芸区船越南	住宅地、商業地、工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
広島港海岸(矢野)	港湾局	17	1	広島市安芸区矢野町、矢野西1丁目～安芸郡坂町北新地1丁目	5,515	4.8	6.6	堤防、護岸、胸壁	広島市安芸区矢野町～安芸郡坂町北新地	住宅地、商業地、工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
広島港海岸(坂)	港湾局	18	1	安芸郡坂町平成ヶ浜1,5丁目	715	4.8	6.6	護岸	安芸郡坂町平成ヶ浜～水尻	住宅地、商業地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	安芸郡坂町平成ヶ浜4～5丁目	900	4.8	6.6		安芸郡坂町鯛尾			
			3	安芸郡坂町鯛尾1～2丁目	1,020	5.0	6.8					
			4	安芸郡坂町横浜西2丁目	230	5.3	7.1		安芸郡坂町平成ヶ浜～水尻			
			5	安芸郡坂町植田1丁目	980	5.1	6.9					
			6	安芸郡坂町植田1丁目～水尻	280	5.2	7.0					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (6) 施設整備の内容（広島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
坂海岸（小屋浦）	水国局	19	1	安芸郡坂町亀石山～坂町	887	6.5	8.4	護岸	安芸郡坂町亀石山～坂町	住宅地、商業地、工業地	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	安芸郡坂町～坂町小屋浦1丁目	1,660	6.5	8.4		安芸郡坂町～坂町小屋浦	住宅地、商業地、工業地		
広島港海岸（金輪島）	港湾局	20	1	広島市南区宇品町金輪島	250	5.2	7.0	護岸	広島市南区宇品町	住宅地、商業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		480	4.8	6.6		広島市南区宇品町			
			3		305	4.7	6.5		広島市南区宇品町			
			4		90	4.7	6.5	胸壁				
広島海岸（二階）	水国局	22	1	広島市南区似島町	300	6.5	8.4	護岸	広島市南区似島町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島海岸（深浦）	水国局	23	1	広島市南区似島町	450	6.3	8.2	護岸	広島市南区似島町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
広島港海岸（似島東）	港湾局	24	1	広島市南区似島町長谷	170	4.7	6.6	堤防	広島市南区似島町長谷	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	広島市南区似島町～似島町大黄	416	4.6	6.5		広島市南区似島町～似島町大黄			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (7) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	延長	規模		地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					(m)	代表堤防高						
						(T.P.m)						(C.D.L.m)
江田島海岸（江田島秋月）	水国局	1	1	江田島市江田島町秋月4丁目	705	4.7	6.6	護岸, 胸壁	江田島市江田島町秋月	住宅地, 工業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
		2			88	5.0	6.9					
		3		江田島市江田島町秋月3丁目	865	4.7	6.6					
小用港海岸（秋月）	港湾局	2	1	江田島市江田島町秋月1丁目	896	4.2	6.1	護岸	江田島市江田島町秋月	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
小用港海岸（小用）	港湾局	3	1	江田島市江田島町小用1丁目	803	3.9	5.8	護岸, 胸壁	江田島市江田島町小用	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		571	3.9	5.8			住宅地, 農用地, 森林		
			3		江田島市江田島町小用3丁目	1,052	3.9			5.8		
小用港海岸（切串）	港湾局	4	1	江田島市江田島町切串1丁目、切串3丁目	2,082	4.0	5.9	胸壁	江田島市江田島町切串	住宅地, 商業地, 農用地	—	—
江田島海岸（切串・幸浦）	農振局	5	1	江田島市江田島町切串4丁目～江田島市江田島町幸ノ浦2丁目	2,455	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町切串～幸ノ浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
大須港海岸（大須）	港湾局	6	1	江田島市江田島町大須2丁目	198	4.5	6.4	護岸	江田島市江田島町大須	住宅地, 農用地	—	—
			2	江田島市江田島町大須1丁目	456	4.5	6.4		江田島市江田島町大須			
江田島海岸（津久茂）	農振局	8	1	江田島市江田島町津久茂3丁目	1,060	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
津久茂港海岸（津久茂）	港湾局	9	1	江田島市江田島町津久茂3丁目	809	4.0	5.9	護岸	江田島市江田島町津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
江田島海岸（江田島津久茂宮之原）	水国局	10	1	江田島市江田島町宮ノ原2丁目	388	4.9	6.8	護岸	江田島市江田島町宮ノ原～津久茂	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町津久茂2丁目	100	4.9	6.8					
世上漁港海岸（宮ノ原）	水産庁	11	1	江田島市江田島町1丁目～宮ノ原2丁目	1,126	3.9	5.8	護岸, 胸壁	江田島市江田島町宮ノ原	住宅地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町1丁目	224	3.9	5.8					
江田島海岸（江田島矢の浦）	水国局	12	1	江田島市江田島町中央4丁目	290	4.6	6.5	護岸	江田島市江田島町中央～鷺部	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市江田島町鷺部1丁目～2丁目	2,067	4.6	6.5					
江田島海岸（内海）	農振局	14	1	江田島市大柿町飛渡瀬	1,468	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町飛渡瀬～鷺部	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		1,484	4.8	6.7					
			3		63	4.6	6.5					
			4	江田島市江田島町江南1丁目～鷺部4丁目	612	4.8	6.7					
中田港海岸（中町）	港湾局	17	1	江田島市能美町中町	221	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町中町	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		1,014	4.0	5.9					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (8) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域			規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)					
中田港海岸（高田）	港湾局	18	1	江田島市能美町高田	43	3.7	5.6	胸壁	江田島市能美町高田	住宅地、商業地、 工業地、農用地	—	—
			2		30	3.7	5.6					
			3		190	4.0	5.9					
			4		1,250	4.0	5.9	護岸、胸壁				
			5		192	4.0	5.9					
			6		180	4.0	5.9					
江田島海岸（江田島能美遠崎）	水国局	19	1	佐伯郡能美町高田	759	4.7	6.6	護岸	江田島市能美町高田	住宅地、農用地	—	—
沖美海岸（三吉）	水国局	20	1	江田島市沖美町三吉	750	5.2	7.1	護岸	江田島市沖美町三吉	農用地	—	—
三高港海岸（小島）	港湾局	21	1	江田島市沖美町三吉	747	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地、商業地、 農用地	—	—
三高港海岸（中ノ浜）	港湾局	22	1	江田島市沖美町三吉	420	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地、農用地、 商業地、工業地	—	—
三高港海岸（高祖）	港湾局	23	1	江田島市沖美町高祖	750	4.4	6.3	胸壁	江田島市沖美町高祖	住宅地、農用地、 商業地、工業地	—	—
			2		300	4.5	6.4	護岸				
沖美海岸（高祖）	農振局	24	1	江田島市沖美町高祖	647	4.5	6.4	護岸	江田島市沖美町高祖	住宅地、農用地	—	—
美能漁港海岸（美能）	水産庁	25	1	佐伯郡沖美町美能	158	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町美能	住宅地、農用地	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
			2		833	4.2	6.1	護岸、胸壁	江田島市沖美町美能			
			3		108	4.2	6.1	護岸	江田島市沖美町美能			
沖美海岸（碓）	農振局	26	1	江田島市沖美町是長	329	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町是長	住宅地、商業地、 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
畑漁港海岸（是長）	水産庁	29	1	江田島市沖美町是長	275	4.9	6.8	護岸、胸壁	江田島市沖美町是長	住宅地、商業地、 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
畑漁港海岸（畑）	水産庁	30	1	江田島市沖美町岡大王	625	4.5	6.4	護岸、胸壁	江田島市沖美町岡大王	住宅地、農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		452	4.5	6.4		江田島市沖美町岡大王	住宅地、農用地		
沖美海岸（是長）	農振局	31	1	江田島市沖美町是長～畑	1,400	5.9	7.8	護岸、消波工	江田島市沖美町是長～畑	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
			－	江田島市沖美町是長	130	－	－	離岸堤	江田島市沖美町是長	住宅地、農用地		
沖美海岸（大屋）	農振局	32	1	江田島市沖美町岡大王	327	4.7	6.6	護岸	江田島市沖美町岡大王	農用地、森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (9) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
鹿川港海岸（大矢）	港湾局	35	1	江田島市能美町鹿川	1,272	4.5	6.4	護岸, 消波工	江田島市能美町鹿川	農用地, 森林	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
鹿川港海岸（文久）	港湾局	36	1	江田島市能美町鹿川	145	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		70	4.0	5.9					
鹿川港海岸（鎌木）	港湾局	37	1	江田島市能美町鹿川	803	4.5	6.4	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
鹿川港海岸（大柿）	港湾局	38	1	江田島市大柿町小古江	139	4.3	6.2	護岸	江田島市大柿町小古江～深江	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市大柿町小古江～大原	1,197	4.3	6.2					
			3	江田島市大柿町大原	400	3.5	5.4					
			4	江田島市大柿町大原～深江	900	3.6	5.5					
			5	江田島市大柿町深江	49	3.6	5.5					
深江漁港海岸（深江）	水産庁	39	1	江田島市大柿町深江	1,198	4.0	5.9	護岸	江田島市大柿町深江	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
大柿海岸（深江）	農振局	40	1	江田島市大柿町深江	178	3.9	5.8	護岸	江田島市大柿町深江	住宅地, 商業地, 農用地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		525	3.7	5.6					
			3		200	3.9	5.8					
			4		546	4.0	5.9					
江田島海岸（江田島大柿大君）	水国局	45	1	江田島市大柿町大君	55	4.8	6.7	護岸	江田島市大柿町大君	住宅地, 商業地, 工業地	—	—
大柿港海岸（大君）	港湾局	46	1	江田島市大柿町大君	105	4.2	6.1	護岸	江田島市大柿町大君～柿浦	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	江田島市大柿町大君～柿浦	1,955	4.2	6.1			住宅地, 商業地, 工業地		
柿浦漁港海岸（柿浦）	水産庁	47	1	江田島市大柿町江南2丁目～柿浦	4,016	4.5	6.4	護岸, 胸壁	江田島市大柿町江南～柿浦	住宅地, 商業地, 工業地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (10) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	代表堤防高						
							(T.P.m)						(C.D.L.m)
呉海岸（天応）	水国局	1	1	呉市天応大浜2丁目～4丁目	2,413	5.4	7.3	護岸	呉市天応福浦町～天応大浜	住宅地、その他	—	● <u>海岸利用の増進</u> ・ <u>観光資源や他のレクリエーション施設との連携</u>	
			2	呉市天応大浜1丁目～2丁目	502	5.4	7.3	護岸					
大屋漁港海岸（大屋）	水産庁	2	1	呉市天応大浜1丁目～天応塩谷町	928	5.4	7.3	護岸	呉市天応大浜～天応塩谷町	住宅地、その他	—	—	
呉海岸（吉浦狩留賀）	水国局	3	1	呉市汐見町～吉浦町	750	4.5	6.4	護岸	呉市汐見町～吉浦町	住宅地、農用地、その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			2	呉市狩留賀町	712	4.5	6.4	護岸					
呉港海岸（吉浦）	港湾局	4	1	呉市吉浦宮花町～吉浦新町1丁目	1,200	4.2	6.1	護岸	呉市吉浦宮花町～若葉町	住宅地、工業地	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>干潟・砂浜の維持・回復</u> ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
			2	呉市吉浦新町2丁目～若葉町	1,587	4.6	6.5	護岸					
呉港海岸（川原石）	港湾局	5	1	呉市若葉町	1,057	4.5	6.4	護岸	呉市若葉町～築地町	住宅地、商業地、工業地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
			2	呉市光町～築地町	3,735	4.5	6.4	護岸、岸壁					
呉港海岸（宝町）	港湾局	6	1	呉市宝町	1,361	4.9	6.8	護岸、胸壁	呉市宝町	住宅地、工業地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
呉海岸（警固屋）	水国局	8	1	呉市警固屋5丁目	134	5.2	7.1	護岸	呉市警固屋～阿賀南	住宅地、商業地、工業地、農用地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>干潟・砂浜の維持・回復</u> ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
			2	呉市警固屋5丁目～9丁目	1,143	5.3	7.2						
			3	呉市警固屋5丁目～9丁目	101	5.2	7.1						
			4	呉市警固屋5丁目～9丁目	2,426	5.3	7.2						
			5	呉市警固屋9丁目	974	6.0	7.9	護岸、潜堤、突堤、養浜、離岸堤					
			6	呉市阿賀南9丁目	657	5.8	7.7						護岸
呉港海岸（阿賀（大入））	港湾局	9	1	呉市阿賀南8丁目	1,857	5.6	7.5	護岸、潜堤、突堤、養浜	呉市阿賀南	住宅地、商業地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>干潟・砂浜の維持・回復</u> ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
呉港海岸（阿賀（延崎））	港湾局	10	1	呉市阿賀南3丁目～7丁目	1,433	4.5	6.4	護岸	呉市阿賀南、阿賀中央	住宅地、商業地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>干潟・砂浜の維持・回復</u> ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
			2	呉市阿賀南2丁目	380	4.5	6.4	堤防					
呉港海岸（広）	港湾局	11	1	呉市広多賀谷1丁目～4丁目、広古新開1丁目	2,191	4.5	6.4	護岸	呉市広多賀谷、広古新開、広末広	住宅地、商業地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>干潟・砂浜の維持・回復</u> ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	
			2	呉市広末広1丁目	647	4.5	6.4	護岸					
呉港海岸（長浜）	港湾局	12	1	呉市広長浜1丁目～5丁目	1,650	6.0	7.9	護岸、潜堤、突堤、養浜	呉市広長浜	住宅地、その他	—	● <u>生態系に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>干潟・砂浜の維持・回復</u> ● <u>景観に配慮した海岸の整備</u> ・ <u>自然景観や海岸景観の保全・創造</u>	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (11) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
呉港海岸（小坪）	港湾局	13	1	呉市広小坪 1 丁目	852	5. 7	7. 6	護岸	呉市広小坪	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸（仁方）	水国局	14	1	呉市広小坪 2 丁目～仁方町戸田	853	5. 4	7. 3	護岸	呉市広小坪～仁方町戸田	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2	呉市広仁方町戸田	750	5. 4	7. 3					
呉港海岸（仁方）	港湾局	15	1	呉市仁方皆実町	294	4. 3	6. 2	護岸	呉市仁方皆実町～仁方町戸浜	住宅地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2	呉市仁方皆実町～仁方町	3, 222	4. 3	6. 2					
音戸漁港海岸（鰯浜）	水産庁	17	1	呉市音戸町高須3丁目～鰯浜1丁目	1, 880	4. 8	6. 7	護岸	呉市音戸町高須～鰯浜	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
音戸漁港海岸（坪井）	水産庁	19	1	呉市音戸町坪井1丁目～3丁目	1, 225	4. 8	6. 7	護岸	呉市音戸町坪井	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
音戸海岸（渡子）	水国局	20	1	呉市音戸町渡子1丁目～3丁目	3, 109	5. 2	7. 1	護岸	呉市音戸町渡子	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市音戸町渡子3丁目～田原2丁目	1, 415	5. 2	7. 1		呉市音戸町渡子～田原			
田原漁港海岸（田原）	水産庁	21	1	呉市音戸町田原2丁目～3丁目	1, 300	4. 8	6. 7	護岸、胸壁	呉市音戸町田原	住宅地、商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
音戸海岸（早瀬）	水国局	22	1	呉市音戸町田原3丁目～早瀬1丁目	851	4. 8	6. 7	護岸	呉市音戸町田原～早瀬	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	呉市音戸町早瀬1丁目～2丁目	1, 499	4. 7	6. 6					
釣士田港海岸（早瀬）	港湾局	23	1	呉市音戸町早瀬2丁目～3丁目	751	4. 5	6. 3	護岸、胸壁	呉市音戸町早瀬	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣士田港海岸（藤ノ脇）	港湾局	24	1	呉市音戸町早瀬3丁目～藤脇2丁目	1, 700	5. 3	7. 1	護岸、胸壁	呉市音戸町早瀬～藤脇	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
釣士田港海岸（釣士田）	港湾局	25	1	呉市倉橋町釣士田	270	4. 3	6. 1	護岸、胸壁	呉市倉橋町釣士田	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2		209	4. 3	6. 1					
釣士田港海岸（東宇和木）	港湾局	26	1	呉市倉橋町釣士田～宇和木	501	5. 3	7. 1	護岸	呉市倉橋町釣士田～宇和木	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2	呉市倉橋町宇和木	829	4. 8	6. 6					
釣士田港海岸（西宇和木）	港湾局	27	1	呉市倉橋町宇和木	1, 001	4. 8	6. 6	護岸	呉市倉橋町宇和木	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
釣士田港海岸（鳴滝）	港湾局	29	1	呉市倉橋町瀬字鳴滝	600	4. 8	6. 6	護岸	呉市倉橋町瀬字鳴滝	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
釣士田港海岸（重極）	港湾局	30	1	呉市倉橋町重生字重極	460	4. 8	6. 6	護岸	呉市倉橋町重生字重極	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (12) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
釣士田港海岸（重生）	港湾局	31	1	呉市倉橋町重生	987	6.6	8.4	護岸	呉市倉橋町重生	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
波多見港海岸（波多見）	港湾局	32	1	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	2,905	5.0	6.9	護岸	呉市音戸町高須～波多見	住宅地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
音戸海岸（波多見）	水国局	33	1	呉市音戸町波多見6丁目～7丁目	1,337	4.9	6.8	護岸	呉市音戸町波多見～大字音戸、畑	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市音戸町波多見7丁目～11丁目	1,455	5.3	7.2	護岸，潜堤，突堤，養浜				
			3	呉市音戸町波多見11丁目	762	5.4	7.3	護岸				
			4	呉市音戸町大字音戸～畑1丁目	678	5.2	7.1					
奥の内港海岸（奥の内）	港湾局	34	1	呉市音戸町畑1丁目～先奥3丁目	3,198	4.7	6.6	護岸	呉市音戸町畑～先奥	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
長谷漁港海岸（長谷）	水産庁	35	1	呉市倉橋町長谷	300	4.9	6.8	護岸	呉市倉橋町長谷	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		280	4.9	6.8					
倉橋海岸（寒那）	農振局	36	1	呉市倉橋町	208	5.6	7.5	護岸，消波工	呉市倉橋町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		90	5.6	7.5					
			3		165	5.6	7.5					
倉橋海岸（脇田）	農振局	37	1	呉市倉橋町脇田	90	5.6	7.5	護岸，消波工	呉市倉橋町脇田	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		211	5.6	7.5					
			3		1,206	5.6	7.5					
			4		105	5.6	7.5					
袋の内港海岸（袋の内）	港湾局	38	1	呉市倉橋町納～洲ノ崎	2,674	5.3	7.2	護岸，胸壁	呉市倉橋町納～洲ノ崎	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋海岸（本倉井）	農振局	39	1	呉市倉橋町洲ノ崎～倉井	443	5.5	7.4	護岸，消波工	呉市倉橋町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町倉井	715	5.5	7.4					
			3	呉市倉橋町	188	5.5	7.4					
			4		513	5.5	7.4					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (13) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
倉橋漁港海岸（大向）	水産庁	40	1	呉市倉橋町大向	884	5.4	7.2	離岸堤、 護岸、消波工	呉市倉橋町大向	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
倉橋漁港海岸（西字土）	水産庁	41	1	呉市倉橋町西字土	506	5.1	6.9	護岸、消波工	呉市倉橋町西字土	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
倉橋漁港海岸（須川）	水産庁	42	1	呉市倉橋町須川	794	5.3	7.1	護岸、胸壁	呉市倉橋町須川	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
倉橋漁港海岸（瀬郷）	水産庁	43	1	呉市倉橋町尾曾郷	486	5.4	7.2	護岸、消波工	呉市倉橋町尾曾郷	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
倉橋漁港海岸（本浦）	水産庁	44	1	呉市倉橋町倉橋	728	5.0	6.8	護岸、胸壁	呉市倉橋町	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携	
			2	呉市倉橋町	332	4.9	6.7						
			3		500	4.9	6.7	胸壁					
倉橋漁港海岸（石持）	水産庁	45	1	呉市倉橋町井目木	370	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町井目木	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
倉橋漁港海岸（尾立）	水産庁	46	1	呉市倉橋町井目木	480	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町井目木	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2	呉市倉橋町尾立	351	4.9	6.7	護岸、消波工	呉市倉橋町尾立				
			3		380	5.3	7.1						
倉橋漁港海岸（室尾）	水産庁	47	1	呉市倉橋町室尾	694	5.4	7.2	護岸、消波工	呉市倉橋町室尾	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
倉橋漁港海岸（海越）	水産庁	48	1	呉市倉橋町海越	400	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町海越	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2		760	5.3	7.1						
倉橋漁港海岸（鹿老渡北）	水産庁	49	1	呉市倉橋町鹿老渡	200	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2		200	5.3	7.1						
			3		195	5.3	7.1						
倉橋漁港海岸（鹿老渡南）	水産庁	50	1	呉市倉橋町鹿老渡	290	5.7	7.5	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
倉橋漁港海岸（瀬戸）	水産庁	52	1	呉市倉橋町瀬戸	560	5.3	7.1	護岸	呉市倉橋町瀬戸	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (14) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
倉橋漁港海岸（家之元）	水産庁	53	1	呉市倉橋町家之元	172	6.3	8.1	護岸	呉市倉橋町家之元	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町畠之元	419	6.3	8.1		呉市倉橋町畠之元			
倉橋漁港海岸（宮ノ口）	水産庁	55	1	呉市倉橋町宮ノ口	483	5.3	7.1	護岸、消波工	呉市倉橋町宮ノ口	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋海岸（鹿島）	農振局	56	1	呉市倉橋町	429	5.1	6.9	護岸	呉市倉橋町	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
倉橋海岸（唐船）	農振局	57	1	呉市倉橋町	74	5.5	7.3	護岸、消波工	呉市倉橋町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市倉橋町	80	5.5	7.3					
			3	呉市倉橋町	58	5.5	7.3					
			4	呉市倉橋町	84	5.6	7.4					
			5	呉市倉橋町上脇	326	5.6	7.4					
			6	呉市倉橋町上脇	173	5.6	7.4		呉市倉橋町上脇			
大迫港海岸（大迫）	港湾局	58	1	呉市倉橋町大迫	682	5.3	7.2	護岸	呉市倉橋町	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
吉恵港海岸（吉恵）	港湾局	62	1	呉市川尻町小仁方1丁目	323	4.4	6.3	護岸	呉市川尻町小仁方	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		459	4.4	6.3					
蒲刈港海岸（見戸代）	港湾局	63	1	呉市下蒲刈町下島	991	4.4	6.3	護岸	呉市下蒲刈町下島	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
蒲刈港海岸（丸谷）	港湾局	65	1	呉市下蒲刈町下島	1,054	4.4	6.3	護岸、潜堤、突堤、養浜、植栽、遊歩道	呉市下蒲刈町下島	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		351	4.5	6.4	胸壁				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況을考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (15) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
蒲刈港海岸（三之瀬）	港湾局	66	1	呉市下蒲刈町三之瀬	1,163	4.6	6.5	護岸	呉市下蒲刈町三之瀬	住宅地、商業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市下蒲刈町下島	520	4.9	6.8		護岸		呉市下蒲刈町下島	
大地蔵漁港海岸（大地蔵）	水産庁	68	1	呉市下蒲刈町下島～大地蔵	1,235	5.0	6.9	護岸、胸壁	呉市下蒲刈町下島～大地蔵	住宅地、商業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（向（南））	港湾局	69	1	呉市蒲刈町向	640	5.9	7.8	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（向（北））	港湾局	70	1	呉市蒲刈町向	726	4.2	6.1	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地、商業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2		774	4.5	6.4					
蒲刈港海岸（田戸）	港湾局	71	1	呉市蒲刈町田戸	532	4.6	6.5	護岸	呉市蒲刈町田戸	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2		1,038	4.9	6.8					
			3	呉市蒲刈町宮盛	800	4.9	6.8		呉市蒲刈町宮盛			
蒲刈港海岸（宮盛）	港湾局	72	1	呉市蒲刈町宮盛	1,562	5.0	6.9	護岸	呉市蒲刈町宮盛	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（大浦）	港湾局	73	1	呉市蒲刈町大浦	1,971	5.3	7.2	護岸	呉市蒲刈町大浦	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸（大浦）	農振局	74	1	呉市蒲刈町大浦	200	5.1	7.0	堤防	呉市蒲刈町大浦	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
川尻港海岸（岩戸）	港湾局	75	1	呉市川尻町西5丁目～6丁目	924	5.3	7.2	護岸、消波工	呉市川尻町西	住宅地、商業地、 工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	呉市川尻町西5丁目	815	5.4	7.3					
川尻港海岸（沖田）	港湾局	76	1	呉市川尻町西1丁目	940	5.4	7.3	護岸、消波工	呉市川尻町西	住宅地、商業地、 工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (16) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
川尻港海岸（森）	港湾局	77	1	呉市川尻町西1丁目	1,500	5.4	7.3	護岸、消波工、胸壁	呉市川尻町西	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻港海岸（久俊）	港湾局	78	1	呉市川尻町東1丁目～2丁目	900	5.4	7.3	護岸	呉市川尻町東	住宅地、商業地、工業地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻海岸（大才）	水国局	79	1	呉市川尻町東2丁目	1,417	5.4	7.3	護岸	呉市川尻町東2丁目	工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
小用港海岸（小用）	港湾局	80	1	呉市川尻町小用1丁目～小用2丁目	381	3.9	5.8	護岸	呉市川尻町小用	住宅地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安浦海岸（目の浦）	水国局	81	1	呉市安浦町大字安登	150	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		250	5.0	7.0					
			3		265	5.4	7.4	護岸、養浜				
			4		200	5.2	7.2					
安登海岸（久多田）	農振局	82	1	呉市安浦町大字安登	380	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安浦海岸（小島）	農振局	83	1	呉市安浦町大字安登	116	5.0	7.0	護岸	呉市安浦町大字安登	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		288	5.0	7.0					
			3		171	5.0	7.0					
安浦漁港海岸（水尻）	水産庁	85	1	呉市安浦町水尻2丁目	198	3.8	5.8	堤防	呉市安浦町水尻	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なっている場合もある。

表Ⅱ-2-1 (17) 施設整備の内容（呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
安浦漁港海岸（実成）	水産庁	86	1	呉市安浦町中央8丁目	978	5.0	7.0	護岸,堤防	呉市安浦町中央	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
安浦漁港海岸（三津口）	水産庁	87	1	呉市安浦町三津口1丁目～3丁目	1,116	4.5	6.5	護岸	呉市安浦町三津口	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
			2	呉市安浦町三津口4丁目	182	4.5	6.5						
豊浜海岸（豊島）	水国局	91	1	呉市豊浜町大字豊島	2,180	4.6	6.6	護岸	呉市豊浜町大字豊島	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
豊島漁港海岸（山崎）	水産庁	93	1	呉市豊浜町大字豊島	213	4.5	6.5	護岸	呉市豊浜町大字豊島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		1,096	4.6	6.6	護岸, 植栽, 遊歩道					
豊島漁港海岸（内浦）	水産庁	94	1	呉市豊浜町大字豊島	1,742	4.6	6.6	護岸, 胸壁	呉市豊浜町大字豊島	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
豊島漁港海岸（立花）	水産庁	95	1	呉市豊浜町大字大浜	588	5.8	7.8	護岸, 消波工	呉市豊浜町大字大浜	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		1,110	4.9	6.9	護岸					
豊島漁港海岸（大浜）	水産庁	96	1	呉市豊浜町大字大浜	614	4.8	6.8	護岸	呉市豊浜町大字大浜	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2		705	4.6	6.6	護岸, 潜堤, 養浜, 離岸堤					
			3		330	4.6	6.6	護岸, 消波工					
			4		1,400	5.6	7.6	護岸					
豊島漁港海岸（畜）	水産庁	99	1	呉市豊浜町大字畜島	542	4.6	6.6	護岸	呉市豊浜町大字畜島	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
御手洗港海岸（三角）	港湾局	102	1	呉市豊町久比	1,136	4.1	6.1	護岸, 堤防	呉市豊町久比	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
御手洗港海岸（久比）	港湾局	105	1	呉市豊町久比	1,550	4.5	6.5	護岸	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (18) 施設整備の内容(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)					
御手洗港海岸（小柳）	港湾局	106	1	呉市豊町久比	734	5.1	7.1	護岸, 離岸堤	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
御手洗港海岸（野坂）	港湾局	107	1	呉市豊町大長	532	4.6	6.6	護岸, 潜堤, 突堤, 養浜	呉市豊町大長	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備
御手洗港海岸（平羅）	港湾局	108	1	呉市豊町大長	231	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		100	4.1	6.1					
御手洗港海岸（大島）	港湾局	109	1	呉市豊町大長	60	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		41	4.1	6.1					
			3		28	4.1	6.1					
			4		50	4.0	6.0					
			5		148	4.0	6.0					
御手洗港海岸（小島）	港湾局	110	1	呉市豊町大長	36	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		161	4.1	6.1					
			3		23	4.1	6.1					
御手洗港海岸（内浜）	港湾局	111	1	呉市豊町大長	186	4.1	6.1	護岸	呉市豊町大長	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2		717	4.1	6.1	護岸, 胸壁				
御手洗港海岸（北堀）	港湾局	112	1	呉市豊町大長	1,140	3.9	5.9	護岸	呉市豊町大長	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
御手洗港海岸（南堀）	港湾局	113	1	呉市豊町大長	1,310	3.9	5.9	護岸	呉市豊町大長	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
御手洗港海岸（蛭子）	港湾局	114	1	呉市豊町御手洗	1,000	5.4	7.4	護岸, 胸壁	呉市豊町御手洗	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
豊島漁港海岸（沖友）	水産庁	117	1	呉市豊町沖友	409	4.8	6.8	護岸, 胸壁	呉市豊町沖友	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (19) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高						
安芸津海岸（大芝）	水国局	1	1	東広島市安芸津町風早大芝東	336	5.2	7.2	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地，農用地，その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
大芝北漁港海岸（大芝北）	水産庁	3	1	東広島市安芸津町風早大芝西	160	3.9	5.9	護岸	東広島市安芸津町風早	住宅地，工業地，農用地，その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	東広島市安芸津町風早大芝北	340	3.9	5.9					
大芝北漁港海岸（小松原）	水産庁	5	1	東広島市安芸津町小松原下篠～上篠	981	4.0	6.0	護岸	東広島市安芸津町小松原	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	東広島市安芸津町小松原新地	350	4.0	6.0					
安芸津海岸（風早）	水国局	6	1	東広島市安芸津町小松原新地～風早灘	1,251	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町小松原～風早	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
安芸津港海岸（風早）	港湾局	7	1	東広島市安芸津町風早灘～三津	3,600	5.0	7.0	護岸，堤防	東広島市安芸津町風早～三津	住宅地，商業地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	東広島市安芸津町三津		4.6	6.6	胸壁				
			3	東広島市安芸津町三津嶺山	1,450	5.0	7.0	護岸				
安芸津港海岸（雲下）	港湾局	8	1	東広島市安芸津町三津嶺山	707	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町三津～木谷	住宅地，商業地，工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	東広島市安芸津町三津木町～木谷砂原	2,143	4.8	6.8	護岸，胸壁，消波工				
			3	東広島市安芸津町木谷砂原	110	4.8	6.8	護岸，消波工				
安芸津港海岸（木谷）	港湾局	9	1	東広島市安芸津町木谷新宮	330	5.1	7.1	護岸	東広島市安芸津町木谷	住宅地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		200	4.8	6.8					
			3		800	5.1	7.1					
			4	東広島市安芸津町木谷矢ノ浦	786	5.1	7.1					
竹原港海岸（神辺）	港湾局	14	1	竹原市吉名町宗越	841	4.5	6.5	護岸	竹原市吉名町	住宅地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	竹原市吉名町平方	600	4.3	6.3					
			3	竹原市吉名町神辺	150	4.6	6.6					
吉名漁港海岸（吉名）	水産庁	15	1	竹原市吉名町神辺	700	4.0	6.0	護岸	竹原市吉名町	住宅地，商業地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		163	4.5	6.5	護岸，胸壁				
			3		53	4.6	6.6	護岸				
			4		35	4.5	6.5					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (20) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性				
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項			
竹原港海岸（築地）	港湾局	16	1	竹原市吉名町	164	4.4	6.4	護岸	竹原市吉名町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造			
			2	竹原市吉名町～竹原市下野町	896	4.4	6.4								
			3	竹原市下野町築地	120	4.3	6.3								
竹原海岸（築地）	農振局	17	1	竹原市竹原町	306	4.7	6.7	護岸	竹原市竹原町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造			
竹原港海岸（明神）	港湾局	18	1	竹原市竹原町明神～塩町4丁目	1,199	4.0	6.0	護岸	竹原市竹原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造			
			2	竹原市竹原町塩町1丁目	535	4.0	6.0								
			3		1,161	4.0	6.0								
竹原港海岸（的場）	港湾局	19	1	竹原市竹原町港町1丁目～4丁目	2,197	4.0	6.0	護岸	竹原市竹原町港町	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造			
			2	竹原市竹原町港町5丁目～高崎町	265	4.0	6.0		竹原市竹原町港町～高崎町						
竹原港海岸（高崎）	港湾局	20	1	竹原市高崎町高崎～大乗	1,900	5.0	7.0	護岸	竹原市高崎町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造			
竹原港海岸（福田）	港湾局	21	1	竹原市福田町沖条	360	4.2	6.2	護岸	竹原市福田町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備			
			2		877	5.1	7.1								
			3	竹原市福田町～忠海長浜2丁目	1,275	5.1	7.1		竹原市福田町～忠海長浜						
			4		226	4.0	6.0								
			5	竹原市忠海長浜2丁目	344	4.0	6.0								
			6		30	4.0	6.0								
			7	竹原市忠海長浜3丁目	96	4.1	6.1								
			8		37	4.1	6.1								
長浜漁港海岸（長浜）	水産庁	22	1	竹原市忠海町長浜1丁目	87	4.9	6.9	護岸	竹原市忠海町長浜	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備			
			2		92	4.4	6.4	護岸, 胸壁							
			3		116	4.9	6.9	護岸							
			4		100	4.8	6.8								
竹原海岸（長浜）	水国局	23	1	竹原市忠海床浦4丁目	330	5.7	7.7	護岸	竹原市忠海床浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備			
忠海港海岸（忠海）	港湾局	24	1	竹原市忠海床浦1丁目	188	4.0	6.0	護岸	竹原市忠海床浦～忠海東町	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備			
			2	竹原市忠海中町1丁目～忠海東町1丁目	1,165	4.0	6.0	護岸, 胸壁							
			3	竹原市忠海東町1丁目	76	5.0	7.0	護岸							
			4		168	5.0	7.0								
			5	竹原市忠海東町1丁目～5丁目	852	4.4	6.4	護岸, 胸壁							

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	(C.D.L.m)					
竹原海岸（大久野島）	水国局	25	1	竹原市忠海町大久野島	211	5.2	7.2	護岸	竹原市忠海町大久野島	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		190	4.9	6.9		竹原市忠海町大久野島			
東野海岸（外表）	水国局	26	1	大崎上島町東野幌ヶ浜～味原	2,502	4.5	6.4	護岸, 消波工	大崎上島町東野	住宅地, 工業地, 農用地, その他	—	—
			2	大崎上島町東野味原～外過迫	1,460	4.6	6.5					
木江港海岸（岩白）	港湾局	27	1	大崎上島町木江	136	4.6	6.5	護岸	大崎上島町木江	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸（大楡）	港湾局	28	1	大崎上島町木江	130	4.6	6.5	護岸	大崎上島町木江	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
木江港海岸（木江）	港湾局	29	1	大崎上島町木江字浜	885	4.1	6.0	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町木江	1基	4.5	6.4	水門				
			3	大崎上島町木江	716	4.5	6.4	護岸				
			4	大崎上島町木江天満	938	4.1	6.0					
木江港海岸（野賀）	港湾局	30	1	大崎上島町木江～沖浦野賀	2,159	5.3	7.2	護岸	大崎上島町木江～沖浦	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
沖浦漁港海岸（沖浦）	水産庁	32	1	大崎上島町沖浦上ノ谷～三里浜	2,154	4.6	6.5	護岸, 胸壁	大崎上島町沖浦	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, 森林, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町明石向浜	150	4.6	6.5	消波工	大崎上島町明石			
			3	大崎上島町明石向浜～本浜	1,264	4.6	6.5	護岸, 消波工				
大崎海岸（大串）	水国局	34	1	大崎上島町大串	250	4.8	6.7	護岸	大崎上島町大崎大串	住宅地, 工業地, 農用地, 森林, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大崎海岸（外浜）	農振局	35	1	大崎上島町大串浜谷	720	4.6	6.5	護岸	大崎上島町大崎大串	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況을考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
大西港海岸（瀬井）	港湾局	39	1	大崎上島町大串～原田	116	4.6	6.5	護岸	大崎上島町大串～原田	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（長松）	港湾局	40	1	大崎上島町中野	143	3.7	5.6	護岸	大崎上島町中野	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
大西港海岸（長江谷）	港湾局	41	1	大崎上島町中野	540	4.1	6.0	護岸, 樋門	大崎上島町中野	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸（大西）	港湾局	42	1	大崎上島町中野	2,486	4.1	6.0	護岸, 胸壁, 堤防	大崎上島町中野	住宅地、商業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		394	4.1	6.0	護岸				
			3		2基	—	—	樋門				
			4		2基	—	—	水門				
大西港海岸（塔之越）	港湾局	45	1	大崎上島町中野	900	3.8	5.7	護岸, 胸壁	大崎上島町中野	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸（原下）	港湾局	46	1	大崎上島町中野	393	3.6	5.5	護岸, 胸壁	大崎上島町中野	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		200	3.6	5.5	護岸				
大西港海岸（東原下）	港湾局	47	1	大崎上島町中野東原下	516	4.1	6.0	護岸	大崎上島町中野	住宅地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸（長島東）	港湾局	48	1	大崎上島町中野長島	863	4.1	6.0	護岸	大崎上島町中野長島	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
東野海岸（脇の浦）	農振局	53	1	大崎上島町東野	505	4.0	5.9	護岸	大崎上島町東野	農用地、その他	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
鯨崎港海岸（矢弓）	港湾局	56	1	大崎上島町東野	840	4.8	6.7	護岸	大崎上島町東野	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
鯨崎港海岸（白水）	港湾局	57	1	大崎上島町東野片山	55	4.1	6.0	護岸, 消波工	大崎上島町東野	住宅地, 商業地, その他	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町東野片山～白水	1,141	4.1	6.0					
鯨崎港海岸（盛谷）	港湾局	58	1	大崎上島町東野	2,369	4.1	6.0	護岸, 胸壁	大崎上島町東野	住宅地, 工業地, その他	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
鯨崎港海岸（大琴）	港湾局	59	1	大崎上島町東野咽口～大琴	502	4.6	6.5	護岸, 堤防	大崎上島町東野	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
			2	大崎上島町東野大琴～大豊広	257	4.1	6.0					
鯨崎港海岸（鯨崎）	港湾局	60	1	大崎上島町東野大豊広～東野	957	4.3	6.2	護岸	大崎上島町東野	住宅地, 商業地, その他	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
鯨崎港海岸（福浦）	港湾局	63	1	大崎上島町東野生野島福浦	40	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野生野島	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
鯨崎港海岸（生野）	港湾局	64	1	大崎上島町東野生野島	154	4.0	5.9	護岸	大崎上島町東野生野島	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2	大崎上島町東野生野島くさの浦	118	4.1	6.0		大崎上島町東野生野島			
鯨崎港海岸（船島）	港湾局	65	1	大崎上島町東野船島	105	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野船島	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (24) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性			
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
					延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)							
三原海岸（久津）	水国局	1	1	三原市幸崎能地6丁目	696	5.5	7.4	堤防, 護岸	三原市幸崎能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
三原海岸（大荷）	水国局	2	1	三原市幸崎能地4丁目	700	5.6	7.5	護岸	三原市幸崎能地	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
能地漁港海岸（能地）	水産庁	3	1	三原市幸崎能地4丁目	717	4.8	6.7	護岸, 胸壁	三原市幸崎能地～久和喜	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	—	
			2	三原市幸崎能地1丁目～久和喜	1,661	4.8	6.7			住宅地, 農用地, 森林, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造		
			3	三原市幸崎久和喜	420	5.0	6.9	護岸			●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造		
三原海岸（須波）	水国局	4	1	三原市幸崎久和喜～須波ハイツ1丁目	1,115	5.0	6.9	護岸	三原市幸崎久和喜～須波町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	三原市須波ハイツ1丁目～須波西1丁目	1,500	4.6	6.5						
			3	三原市須波1丁目	425	5.1	7.0						
			4	三原市須波1丁目～須波町	820	5.1	7.0						
須波港海岸（須波）	港湾局	5	1	三原市須波西1丁目～須波西1丁目	600	4.0	5.9	護岸	三原市須波西1丁目	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
須波漁港海岸（須波）	水産庁	6	1	三原市須波1丁目	238	5.1	7.0	護岸	三原市須波町久登志川	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道糸崎港海岸（貝野）	港湾局	7	1	三原市貝野町～和田沖町	968	4.4	6.3	護岸	三原市貝野町～和田沖町	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道糸崎港海岸（円一）	港湾局	8	1	三原市円一町1丁目～宮沖1丁目	2,130	4.1	6.0	護岸, 胸壁	三原市円一町～宮沖	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道糸崎港海岸（三原）	港湾局	9	1	三原市港町3丁目～糸崎南1丁目	4,599	4.2	6.1	護岸	三原市港町～木原	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	三原市糸崎南1丁目～2丁目	1,960	4.8	6.7						
			3	三原市糸崎南2丁目～糸崎7丁目	436	5.1	7.0						
			4	三原市糸崎7丁目～9丁目	1,545	4.8	6.7						
			5	三原市糸崎8丁目	776								
			6	三原市木原1丁目～4丁目	2,330								
尾道糸崎港海岸（福地）	港湾局	10	1	尾道市正徳町	805	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
吉和漁港海岸（吉和）	水産庁	11	1	尾道市正徳町	501	4.1	6.0	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2		84	3.7	5.6						
			3		1,103	3.8	5.7	護岸, 胸壁					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (25) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域	状況	整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模							
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T.P.m)				(C.D.L.m)		
尾道糸崎港海岸（尾道）	港湾局	12	1	尾道市古浜町～土堂1丁目	3,062	3.9	5.8	護岸	尾道市古浜町～尾崎本町	住宅地, 商業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市土堂1丁目～久保1丁目	950	3.8	5.7	護岸, 胸壁				
			3	尾道市久保1丁目～尾崎本町	750	3.7	5.6	護岸				
尾道糸崎港海岸（山波）	港湾局	13	1	尾道市尾崎本町～東尾道	2,203	4.2	6.1	護岸	尾道市尾崎本町～東尾道	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2	尾道市東尾道	1,246	4.8	6.7					
			3	尾道市東尾道	1,324	4.7	6.6					
尾道糸崎港海岸（向島北）	港湾局	14	1	尾道市向島町道越～有井	960	3.7	5.6	堤防, 護岸	尾道市向島町道越～有井	住宅地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市向島町有井	679	3.7	5.6	護岸				
			3	尾道市向島町有井	402	3.7	5.6					
			—	—	1基	—	—					
			4	尾道市向島町西富浜	100	3.8	5.7					
			5	尾道市向島町中富浜	371	3.7	5.6					
			6	尾道市向島町中富浜	1,150	3.7	5.6					
			7	尾道市向島町小歌島	189	3.8	5.7					
			8	尾道市向島町小歌島	453	3.7	5.6					
			9	尾道市向島町兼吉	373	3.7	5.6					
10	尾道市向島町兼吉	1,000	3.8	5.7	尾道市向島町兼吉							
尾道糸崎港海岸（向東）	港湾局	15	1	尾道市向東町彦ノ上三区	1,363	4.0	5.9	護岸	尾道市向東町彦ノ上	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2	尾道市向東町肥浜	607	4.0	5.9		尾道市向東町肥浜			
			3	尾道市向東町天女浜～向東町	3,795	4.0	5.9	護岸, 胸壁	尾道市向東町			
尾道糸崎港海岸（高西）	港湾局	16	1	福山市高西町南	1,440	5.1	7.0	堤防	福山市高西町南	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	福山市南今津町	230	5.4	7.3		福山市南今津町			
尾道糸崎港海岸（機織）	港湾局	17	1	福山市南松永町1丁目～4丁目	4,080	4.7	6.6	堤防, 護岸	福山市南松永町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸（松永）	港湾局	18	1	福山市松永町6丁目	1,040	4.1	6.0	護岸	福山市松永町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
尾道糸崎港海岸（柳津）	港湾局	19	1	福山市柳津町1丁目	1,000	4.2	6.1	堤防	福山市柳津町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	—	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	福山市柳津町3丁目～4丁目	840	4.2	6.1	護岸	福山市柳津町			
尾道糸崎港海岸（金江藤江）	港湾局	20	1	福山市柳津町	280	4.3	6.2	堤防	福山市柳津町～藤江町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	福山市柳津町	146	4.6	6.5					
			3	福山市金江町金見	390	4.6	6.5					
			4	福山市金江町金見～藤江町	375	4.1	6.0	護岸				
			5	福山市藤江町	584	4.6	6.5					
			6	福山市藤江町前之濱	200	4.2	6.1					
			7	福山市藤江町前之濱～郷頭	1,100	4.6	6.5					
尾道糸崎港海岸（浦崎）	港湾局	21	1	尾道市浦崎町	671	4.1	6.0	護岸	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
			2		780	4.1	6.0	護岸, 胸壁				
			3		370	4.1	6.0	護岸				
			4		240	4.1	6.0					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (26) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長	代表堤防高						
							(m)						(T. P. m)
串浜漁港海岸（串浜）	水産庁	22	1	尾道市浦崎町高尾～浦崎町	1,898	4.6	6.5	護岸	尾道市浦崎町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—	
尾道海岸（高松）	水国局	24	1	尾道市浦崎町	20	5.4	7.3	護岸	尾道市浦崎町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		120	5.4	7.3						
尾道海岸（浦崎高松）	農振局	25	1	尾道市浦崎町	58	4.7	6.6	護岸	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		110	4.7	6.6						
尾道海岸（浦崎満越）	農振局	26	1	尾道市浦崎町	204	4.5	6.4	護岸	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
海老漁港海岸（海老）	水産庁	27	1	尾道市浦崎町	160	4.3	6.2	護岸	尾道市浦崎町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2	尾道市浦崎町	426	4.1	6.0						
			3	尾道市浦崎町満越	575	4.6	6.5						
尾道海岸（浦崎新田）	農振局	28	1	尾道市浦崎町海老	516	4.4	6.3	護岸	尾道市浦崎町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2		340	4.4	6.3						
			3	尾道市浦崎町新田	715	4.4	6.3		尾道市浦崎町				
尾道海岸（浦崎）	水国局	29	1	尾道市浦崎町灘	855	4.7	6.6	護岸	尾道市浦崎町～沼隈町	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			2	尾道市浦崎町～沼隈町常石	1,293	4.7	6.6						
泊漁港海岸（吉ノ浜）	農振局	31	1	尾道市百島町	108	5.0	6.9	堤防	尾道市百島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
			2	尾道市百島町泊り	62	5.0	6.9	堤防，護岸					
泊漁港海岸（泊）	水産庁	32	1	尾道市百島町泊り	500	4.9	6.8	護岸	尾道市百島町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	
尾道海岸（泊）	水国局	33	1	尾道市百島町	256	5.3	7.2	護岸	尾道市百島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (27) 施設整備の内容（尾道・因島ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域			規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)					
尾道海岸（海老呑）	農振局	35	1	尾道市百島町海老呑	436	5.1	7.0	護岸	尾道市百島町	住宅地、農用地、 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
			2	尾道市百島町	532	5.1	7.0		尾道市百島町			
福田港海岸（波戸）	港湾局	36	1	尾道市百島町	170	4.1	6.0	護岸	尾道市百島町	住宅地、工業地、 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2		1,150	3.8	5.7					
福田港海岸（福田）	港湾局	37	1	尾道市百島町福田～百島町	1,435	4.1	6.0	堤防、護岸、 胸壁	尾道市百島町	住宅地、工業地、 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
向東海岸（古江浜）	農振局	39	1	尾道市向東町古江浜	798	5.7	7.6	堤防、護岸、 消波工	尾道市向東町	住宅地、農用地、 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
向東海岸（小水）	農振局	40	1	尾道市向東町	560	5.5	7.4	護岸	尾道市向東町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
大町漁港海岸（大町）	水産庁	41	1	尾道市向東町大町	320	4.6	6.5	護岸	尾道市向東町	住宅地、農用地、 その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
尾道海岸（大町）	水国局	42	1	尾道市向東町	300	5.8	7.7	護岸	尾道市向東町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	―
千汐漁港海岸（稲積）	農振局	44	1	尾道市向島町	18	4.0	5.9	堤防、消波工	尾道市向島町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
千汐漁港海岸（千汐）	水産庁	45	1	尾道市向島町千汐	1,380	4.7	6.6	護岸	尾道市向島町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造
向島海岸（立花）	水国局	46	1	尾道市向島町立花沖条	456	6.3	8.2	護岸	尾道市向島町	住宅地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (28) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長 (m)	代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)						
立花漁港海岸（立花）	水産庁	47	1	尾道市向島町立花沖条～江ノ浦	2, 420	6. 2	8. 1	護岸	尾道市向島町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道糸崎港海岸（向島西）	港湾局	49	1	尾道市向島町道越～津部田	1, 742	4. 0	5. 9	護岸	尾道市向島町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—	
尾道糸崎港海岸（船越）	農振局	51	1	尾道市向島町岩子島	932	4. 3	6. 2	堤防	尾道市向島町岩子島	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
向島海岸（団子石）	農振局	53	1	尾道市向島町岩子島	300	5. 7	7. 6	堤防	尾道市向島町岩子島	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			2		88	4. 7	6. 6		尾道市向島町岩子島				
向島海岸（浜ノ浦）	農振局	54	1	尾道市向島町岩子島	340	4. 7	6. 6	堤防	尾道市向島町岩子島	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
			2		76	4. 7	6. 6		尾道市向島町岩子島				
因島海岸（深浦大浜）	水国局	55	1	尾道市因島重井町	409	4. 7	6. 6	護岸	尾道市因島重井町	住宅地，工業地， 農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2	尾道市因島大浜町	670	6. 3	8. 2		尾道市因島大浜町				
因島海岸（三池）	農振局	57	1	尾道市因島重井町	443	5. 0	6. 9	堤防	尾道市因島重井町	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
中浜港海岸（大浜）	港湾局	59	1	尾道市因島大浜町倉谷	198	4. 3	6. 2	護岸	尾道市因島大浜町	住宅地，工業地， 農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	尾道市因島大浜町中浜	120	4. 3	6. 2						
			3	尾道市因島大浜町東町	499	4. 3	6. 2	堤防，護岸					
中浜港海岸（中庄）	港湾局	60	1	尾道市因島中庄町新開～徳永	1, 400	4. 2	6. 1	堤防，護岸	尾道市因島中庄町	住宅地，商業地， 工業地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (29) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
中浜港海岸(外浦)	農振局	61	1	尾道市因島中庄町～外浦町	1,363	4.8	6.7	堤防,護岸, 消波工	尾道市因島中庄町～外浦町	住宅地,商業地, 工業地,農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
鏡浦漁港海岸(鏡浦)	水産庁	62	1	尾道市因島鏡浦町	325	4.1	6.0	護岸,胸壁	尾道市因島鏡浦町	住宅地,農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
土生港海岸(三庄)	港湾局	64	1	尾道市因島三庄町室ノ内	1,280	5.3	7.2	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地,商業地, 工業地,農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島三庄町～三庄町室ノ内	199	5.9	7.8					
土生港海岸(小用)	港湾局	65	1	尾道市因島三庄町小用	190	4.2	6.1	護岸	尾道市因島三庄町	住宅地,工業地, 農用地,その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島三庄町神田～塚ヶ浜	560	4.2	6.1	護岸,胸壁	尾道市因島三庄町			
			3	尾道市因島三庄町塚ヶ浜～家老渡	904	4.7	6.6					
重井港海岸(細島)	港湾局	66	1	尾道市因島重井町細島	268	3.8	5.7	護岸,胸壁	尾道市因島重井町細島	住宅地,農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
因島海岸(細島)	農振局	68	1	尾道市因島重井町細島	185	3.8	5.7	堤防	尾道市因島重井町細島	住宅地,農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
土生港海岸(土生)	港湾局	70	1	尾道市因島土生町荒神～田熊町港	2,254	4.1	6.0	護岸,胸壁, 消波工	尾道市因島土生町～田熊町	住宅地,商業地, 工業地,農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島田熊町金山～竹長	895	4.1	6.0	護岸,胸壁				
因島海岸(竹長)	水国局	71	1	尾道市因島田熊町竹長	890	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町	住宅地,商業地, 工業地,農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
因島海岸(重井)	水国局	72	1	尾道市因島田熊町竹長	308	4.7	6.6	護岸	尾道市因島田熊町～重井町	住宅地,商業地, 工業地,農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島田熊町竹長～中庄町	1,400	4.7	6.6					
			3	尾道市因島中庄町	150	4.7	6.6					
			4	尾道市因島中庄町～重井町	2,538	4.7	6.6					
			5	尾道市因島重井町	160	4.7	6.6					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (30) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域		区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
						延長	代表堤防高						
						(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
重井港海岸（西浜）	港湾局	74	1	尾道市因島重井町馬神～長崎	1,678	3.7	5.6	護岸, 胸壁	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸（伊浜西）	港湾局	75	1	尾道市因島重井町新開	320	3.9	5.8	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸（馬神・宮沖）	農振局	76	1	尾道市因島重井町新開	400	5.0	6.9	堤防	尾道市因島重井町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
重井港海岸（伊浜東）	港湾局	77	1	尾道市因島重井町楠木～重井町	2,930	4.2	6.1	護岸, 消波工	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
瀬戸田港海岸（中野）	港湾局	78	1	尾道市瀬戸田町沢	800	4.0	5.9	護岸	尾道市瀬戸田町沢～名荷	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	尾道市瀬戸田町沢	136	3.8	5.7						
			3	尾道市瀬戸田町沢	1基	—	—	堤防, 護岸, 消波工					
			4	尾道市瀬戸田町鹿田原～名荷越地	4,462	4.0	5.9						
瀬戸田海岸(名荷)	水国局	79	1	尾道市瀬戸田町名荷越地	1,081	4.6	6.5	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
瀬戸田海岸（西浦坂田）	水国局	80	1	尾道市瀬戸田町名荷坂田	400	4.7	6.6	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
			2	尾道市瀬戸田町名荷西来緑	130	4.7	6.6						
			3		80	4.7	6.6						
			4	尾道市瀬戸田町名荷中来緑	60	4.7	6.6						
			5	尾道市瀬戸田町名荷	80	4.7	6.6						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (31) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高 (T. P. m) (C. D. L. m)			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
因島海岸（田嵐）	水国局	81	1	尾道市因島洲江町赤崎	1,177	4.7	6.6	護岸	尾道市因島洲江町	住宅地，工業地， 農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸（原）	港湾局	82	1	尾道市因島洲江町赤崎～原町瀬戸岡	3,759	3.8	5.7	護岸，胸壁	尾道市因島洲江町～原町	住宅地，工業地， 農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
生口港海岸（波止岡）	港湾局	83	1	尾道市因島原町瀬戸岡	78	4.1	6.0	護岸	尾道市因島原町	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保
			2	尾道市因島原町畑浜	339	4.1	6.0	堤防，護岸				
生口港海岸（御寺）	港湾局	84	1	尾道市瀬戸田町御寺	122	4.2	6.1	堤防	尾道市瀬戸田町御寺	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2		74	4.2	6.1					
生口港海岸（宮原）	港湾局	85	1	尾道市瀬戸田町御寺	124	4.1	6.0	堤防	尾道市瀬戸田町御寺～宮原	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市瀬戸田町御寺～宮原	2,318	4.1	6.0	堤防，護岸， 胸壁				
生口港海岸（泊）	港湾局	86	1	尾道市瀬戸田町萩	622	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町萩	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸（田高根）	港湾局	87	1	尾道市瀬戸田町萩	1,051	4.6	6.5	堤防，護岸	尾道市瀬戸田町萩	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (32) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模 代表堤防高			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局	88	1	尾道市瀬戸田町萩田高根	872	5.0	6.9	堤防、消波工	尾道市瀬戸田町萩	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市瀬戸田町萩五本松	240	5.0	6.9	堤防				
瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局	89	1	尾道市瀬戸田町垂水	1,730	4.4	6.3	護岸	尾道市瀬戸田町垂水～福田	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市瀬戸田町垂水～福田	2,330	4.4	6.3					
瀬戸田海岸（福田）	港湾局	90	1	尾道市瀬戸田町福田～沢	2,054	4.2	6.1	護岸，胸壁	尾道市瀬戸田町福田～沢	住宅地，商業地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
瀬戸田港海岸（高根）	港湾局	91	1	尾道市瀬戸田町高根	4,592	4.1	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
瀬戸田海岸（高根）	農振局	92	1	尾道市瀬戸田町高根	672	5.0	6.9	堤防，護岸	尾道市瀬戸田町高根	住宅地，工業地，農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
瀬戸田港海岸（向田）	港湾局	95	1	三原市鷺浦町向田野浦	233	3.8	5.7	護岸	三原市鷺浦町向田野浦	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		2,162	3.8	5.7	堤防，護岸	三原市鷺浦町向田野浦			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (33) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
鷺浦海岸（長岩）	農振局	96	1	三原市鷺浦町須波	200	3. 8	5. 7	堤防, 護岸, 消波工	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● 景観に配慮した海岸の整備 ・ 自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
佐木港海岸（須波）	港湾局	98	1	三原市鷺浦町須波	997	4. 3	6. 2	堤防, 護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● 景観に配慮した海岸の整備 ・ 自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
			2		241	4. 3	6. 2	護岸	三原市鷺浦町須波			
佐木港海岸（大野浦）	農振局	99	1	三原市鷺浦町須波	340	4. 4	6. 3	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ● 景観に配慮した海岸の整備 ・ 自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
佐木港海岸（小佐木）	港湾局	100	1	三原市鷺浦町須波佐々木島	534	3. 9	5. 8	護岸	三原市鷺浦町須波	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 —	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。
※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (34) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)
福山港海岸（野の浜）	港湾局	1	1	福山市大門町5丁目	359	5.4	7.4	護岸	福山市大門町	住宅地，工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
福山港海岸（沖浦）	港湾局	2	1	福山市引野町	290	4.0	6.0	護岸，胸壁	福山市引野町	住宅地，工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	—
				1基	—	—	樋門					
			2	福山市引野町～東手城町2丁目	276	4.0	6.0	護岸，胸壁	福山市引野町，東手城町			
福山港海岸（手城）	港湾局	3	1	福山市東手城町2丁目	217	4.5	6.5	護岸	福山市東手城町	住宅地，商業地， 工業地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市東手城町2丁目～東川口町1丁目	1,749	4.5	6.5	護岸，胸壁	福山市東手城町～東川口町	住宅地，商業地， 工業地		
福山港海岸（一文字）	港湾局	4	1	福山市東川口町1丁目～箕島町	7,248	5.2	7.2	護岸	福山市東川口町～箕島町	住宅地，商業地， 工業地，農用地	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市箕島町～箕沖町	5,889	5.2	7.2	護岸，胸壁	福山市箕島町～箕沖町			
福山漁港海岸（水呑）	水産庁	5	1	福山市箕島町	428	4.7	6.7	護岸	福山市箕島町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市水呑町竹ヶ端	260	4.7	6.7	堤防，護岸	福山市水呑町			
福山港海岸（田尻）	港湾局	6	1	福山市田尻町	1,109	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2	福山市田尻町	360	5.6	7.6	護岸，胸壁				
福山漁港海岸（田尻）	水産庁	7	1	福山市田尻町～田尻町西中	1,564	6.0	8.0	護岸	福山市田尻町	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (35) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
福山港海岸（みゆき）	港湾局	8	1	福山市田尻町～鞆町後地御幸町	1,992	5.0	7.0	護岸, 胸壁	福山市田尻町～鞆町鞆	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市鞆町鞆原町	417	4.0	6.0					
			3	福山市鞆町鞆石井町	160	4.0	6.0					
福山港海岸（江の浦）	港湾局	9	1	福山市鞆町鞆道越町～後地	1,077	4.0	6.0	胸壁、護岸	福山市鞆町鞆～後地	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
平漁港海岸（平）	水産庁	10	1	福山市鞆町後地平町	410	4.0	6.0	護岸, 胸壁	福山市鞆町後地	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
福山海岸（室浜）	水国局	11	1	福山市鞆町後地室浜	190	7.7	9.7	護岸	福山市鞆町後地	住宅地, 商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2		220	7.7	9.7		福山市鞆町後地			
走漁港海岸（唐船）	水産庁	12	1	福山市走島町唐船	170	4.8	6.8	護岸	福山市走島町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
福山海岸（本浦）	水国局	13	1	福山市走島町唐船	85	7.2	9.2	護岸	福山市走島町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
			2		65	7.2	9.2		福山市走島町			
			3	福山市走島町ギボシ	450	5.8	7.8		福山市走島町			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (36) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	代表堤防高						
						(T. P. m)	(C. D. L. m)					
走漁港海岸（本浦）	水産庁	15	1	福山市走島町走島～浜	295	4.0	6.0	胸壁	福山市走島町	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局	16	1	福山市沼隈町大字能登原	661	4.3	6.3	護岸	福山市沼隈町大字能登原	住宅地，商業地， 工場地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
			2		887	4.3	6.3					
			3		669	4.3	6.3	護岸，胸壁				
千年港海岸（桜）	港湾局	17	1	福山市沼隈町大字能登原白浜～桜	1,045	4.5	6.5	護岸	福山市沼隈町大字能登原	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（岩船）	港湾局	18	1	福山市沼隈町大字能登原～草深	894	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町大字能登原～草 深	住宅地，商業地， 工業地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携
千年港海岸（草深）	農振局	19	1	福山市沼隈町大字草深	1,030	5.3	7.3	護岸	福山市沼隈町大字草深	住宅地，農用地， その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との 連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (37) 施設整備の内容(福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性																																																							
		海岸	区域	区域	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																																																						
					延長	代表堤防高																																																											
					(m)	(T. P. m)						(C. D. L. m)																																																					
千年港海岸（数名）	港湾局	20	1	福山市沼隈町大字常石	1,036	4.1	6.1	護岸	福山市沼隈町大字常石	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																					
			2		654	4.1	6.1		福山市沼隈町大字常石				千年港海岸（常石）	港湾局	21	1	福山市沼隈町大字常石～沼隈町常石	2,147	4.0	6.0	護岸，胸壁	福山市沼隈町大字常石～沼隈町常石	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	福山市沼隈町大字常石	219	4.1	6.1	内海海岸（馬場崎）	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	110	6.9	8.9	箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁	23	1	福山市内海町箱崎～小箱	870	5.2	7.2	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁	24	1	福山市内海町小用地
千年港海岸（常石）	港湾局	21	1	福山市沼隈町大字常石～沼隈町常石	2,147	4.0	6.0	護岸，胸壁	福山市沼隈町大字常石～沼隈町常石	住宅地，工業地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																					
			2	福山市沼隈町大字常石	219	4.1	6.1						内海海岸（馬場崎）	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	2	110	6.9	8.9	箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁	23	1	福山市内海町箱崎～小箱	870	5.2	7.2	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁	24	1	福山市内海町小用地	254	5.0	7.0	胸壁，護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携										
内海海岸（馬場崎）	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.9	8.9	護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																					
			2		110	6.9	8.9						箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁	23	1	福山市内海町箱崎～小箱	870	5.2	7.2	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁	24	1	福山市内海町小用地	254	5.0	7.0	胸壁，護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																											
箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁	23	1	福山市内海町箱崎～小箱	870	5.2	7.2	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																					
箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁	24	1	福山市内海町小用地	254	5.0	7.0	胸壁，護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携																																																					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (38) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
内海海岸（大畑）	水国局	25	1	福山市内海町大畑～小畑	928	7.2	9.2	護岸	福山市内海町	住宅地，農用地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
横田漁港海岸（南）	水産庁	26	1	福山市内海町明見	405	5.1	7.1	護岸	福山市内海町	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	福山市内海町南～内海町睦橋	840	5.1	7.1	護岸，胸壁				
横田漁港海岸（家廻）	水産庁	27	1	福山市内海町坊地～向	914	4.5	6.5	護岸，胸壁	福山市内海町	住宅地，その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (39) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
						(m)	(T. P. m)					
横田漁港海岸（入双）	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	5. 2	7. 2	護岸, 離岸堤	福山市内海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横山）	農振局	31	1	福山市内海町	950	6. 1	8. 1	護岸	福山市内海町	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸（横島）	水国局	32	1	福山市内海町大浜～内海町	1, 210	5. 3	7. 3	護岸, 潜堤, 養浜	福山市内海町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
横田港海岸（横島）	港湾局	34	1	福山市内海町志垣～坊地	1, 095	4. 1	6. 1	護岸, 胸壁	福山市内海町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。
それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1（40） 施設整備の内容（福山・内海ゾーン）

地区海岸名	所管	番号		配置				施設の種類	受益地域		整備の方向性	
		海岸	区域	区域	規模				地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長	代表堤防高						
					(m)	(T. P. m)	(C. D. L. m)					
横田港海岸（町）	港湾局	35	1	福山市内海町睦橋	90	3.7	5.7	護岸	福山市内海町	住宅地、工業地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁	40	1	福山市内海町馬場崎	148	3.8	5.8	護岸	福山市内海町	住宅地、農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実施等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。